

労働安全衛生マネジメントシステム に基づくチェックリストづくりの運用

平成12年3月

労働福祉事業団

大阪産業保健推進センター

研 究 員 名 簿

研究代表者

大阪産業保健推進センター所長 植 松 治 雄

調査研究体制

大阪産業保健推進センター所長 植 松 治 雄

大阪産業保健推進センター相談員 圓 藤 吟 史

大阪産業保健推進センター相談員 佐 藤 公 彦

松下電器産業労政部副参事 道 辻 広 美

松下電子工業産業医 伊 藤 正 人

松下電器産業産業医 萩 原 聡

大阪市立大学医学部研究員 穂 吉 恵 子

目 次

はじめに	1
チェックリストの概要	1
対 象	1
調査方法	1
結 果	2
考 察	2
労働安全衛生マネジメントシステムチェックリスト集計結果	3
労働省OHSMSチェックリスト	9
有機溶剤関係	20
得点表	23
説明書	24
Occupational Health & Safety Management System	28
産業保健活動チェック項目	42

はじめに

労働安全衛生マネジメントシステム（以下OHSMSと略す）は、事業者が労働者の協力のもとに安全衛生管理を自主的に行う、新しい安全衛生管理の仕組みである。本研究はOHSMSがスムーズに導入できるように、チェックリストを作成し、実際に企業でOHSMSの有効性を確認することをめざしたものである。

産業保健活動においても、事業場で労使と健康管理室が一体となり取り組まなければ、大きな成果を上げることができない。今回、OHSMSのチェックリストを運用して、某職域の安全衛生管理体制、労働安全活動、労働衛生活動ならびに産業保健活動を評価した。

チェックリストの概要

1. 法的要求事項の特定チェックリスト

新任安全衛生担当者でもチェックできるように、事業場の概要（人員構成、使用機械設備、使用化学物質）をパソコン画面上の案内に従い選択するだけで、法的要求事項のチェックリストが作成できるシステムを構築した。

2. OHSMSのチェックリスト

労働省のOHSMS指針に基づき、中央労働災害防止協会が作成したシステムチェックリストを使用した。

3. 産業保健活動チェックリスト

事業場の産業保健活動から運営体制まで総合的にチェックする松下産業医マニュアル委員会が作成した104項目を使用した。評価者は事業場の実態をチェック後、「チェックリストの使い方」を参考に「はい」2点、「条件付き」1点、「いいえ」0点とし、事業者と健康管理室それぞれの得点を項目ごとに集計し満点に対する得点率を百分率で表わしレーダーチャート化した。なお、具体的な項目やチェックしたけっかは後述の資料を参照されたい。

対象

対象は某職域の安全管理、衛生管理組織および健康管理室を対象として、これらの産業保健体制や活動を産業保健活動チェックリスト項目を用いて評価し、レーダーチャートに加工して事業者と健康管理の産業保健活動や体制を比較した。評価者は某職域において安全衛生活動を実務面で統括する衛生管理者1名であり、前述のチェックリストを用いて評価した。

調査方法

専属産業医のいる製造業の事業場で有機溶剤を使用している職場を対象に、法的要求項目の特定チェックリスト、OHSMSのチェックリストおよび産業保健活動チェックリストに従いチェックした。また、各種対策を行った行った後に再度チェックし、改善状況の把握を行った。

システムチェックリストは初回のみ行った。

結果

法的要求項目（有機溶剤取扱い）については、初回チェック時には、管理面（作業主任者の選任、定期自主検査、点検、表示等）、健診の事後措置、換気装置の性能、設備面での不備があった。改善後には、各項目とも大幅に改善された。

OHSMSチェックリストによる安全衛生活動の仕組みについては、労働者の意見反映、災害原因の調査（事後活動）はできているものの、その他の仕組みは殆どない状態であった。

産業保健体制の評価では「1-1 組織と産業医の権限」で事業者と健康管理室の得点が75%、100%であった。「1-2 産業保健活動計画と予算策定・実施」では同様に100%、100%、「1-3 健康管理室の人員・施設・機器」ではそれぞれ100%、100%、「1-4 産業医や看護職の専門知識」でそれぞれ100%、100%、「1-5 THPへの対応」でそれぞれ44%、33%、「1-6 メンタルヘルス体制」ではそれぞれ17%、25%、「1-7 救急時や要紹介時の対応体制」ではそれぞれ80%、100%、「1-8 海外勤務者の健康管理体制」でそれぞれ63%、63%であった。

実際の産業保健活動では「2-1 健康診断と事後措置」でそれぞれ75%、100%、「2-2 安全衛生委員会、職場巡視、作業環境測定結果など」でそれぞれ90%、83%、「2-3 安全配慮の履行、教育活動」でそれぞれ33%、100%、「2-4 産業医の助言・勧告に対する事業場の対応」でそれぞれ67%、100%、「2-5 産業医と安全衛生担当者との協力」でそれぞれ80%、100%、「2-6 他の衛生上の対策（分煙、オフィス環境、VDT、上肢作業）」でそれぞれ25%、100%であった。

産業保健の受け入れ状況や活動の工夫では「3-1 健康管理室の利用」でそれぞれ100%、67%であった。

産業保健情報の収集と事業場外活動および記録・報告・評価では「4-1 産業保健情報の収集」でそれぞれ100%、100%、「4-2 事業場外の産業医活動」でそれぞれ100%、100%、「4-3 産業保健活動の記録・報告・評価」でそれぞれ0%、80%であった。

考察

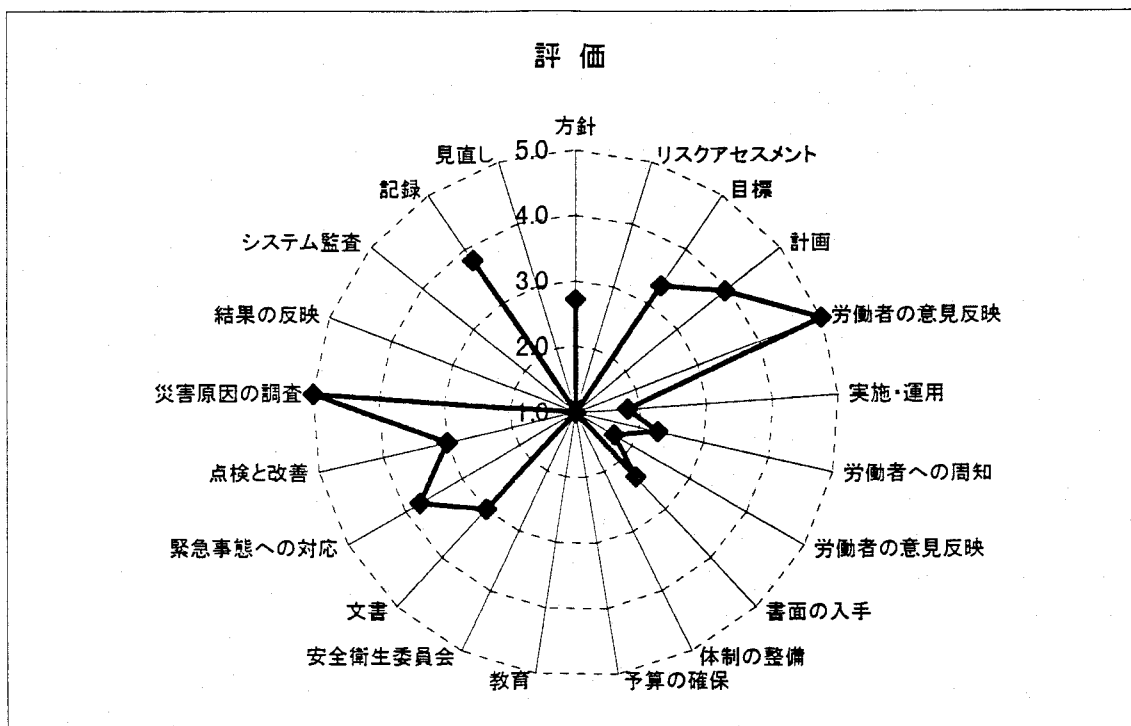
事業者および健康管理室とも「1-5 THPへの対応」、「1-6 メンタルヘルス体制」で得点が低く、両者とも取り組みが遅れていることがわかる。また、「2-3 安全配慮の履行、教育活動」で事業者の得点が低く組織体制ができていないことが示唆された。「2-6 他の衛生上の対策（分煙、オフィス環境、VDT、上肢作業）」で同じく事業者の得点が低く対策が遅れている。また「4-3 産業保健活動の記録・報告・評価」で事業者の得点が0%であり、PDCA体制の整備が急務であると結論づけられた。

包括的かつ整合性のある産業保健体制を構築する上で、当チェックリストを使用することにより、事業者・健康管理室双方がお互いのできていない点を認識し合い、相補的に改善する切っ掛けとなりうると考えられた。今後、さらにチェックリスト内容を検討し、より効果的なものを策定することが重要であろう。

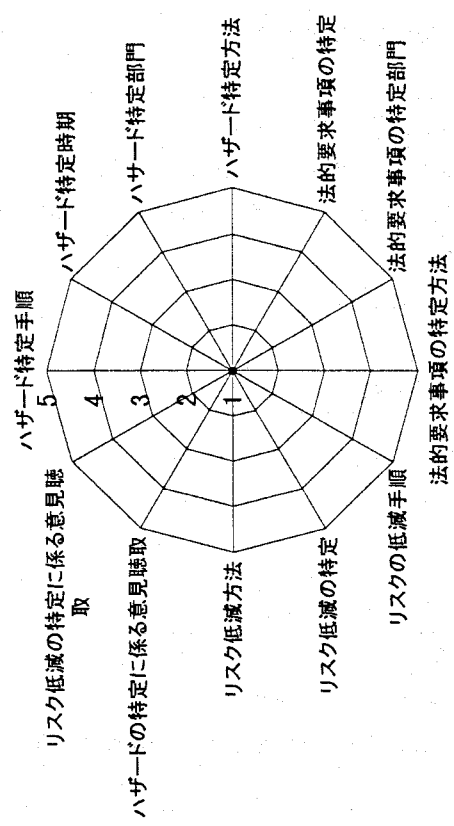
これらのチェックリストを用いれば、小規模事業場においても簡単に法的要求事項の特定ができ、かつ、OHSMSの構築にも貢献できることが示された。

労働安全衛生マネジメントシステムチェックリスト集計結果

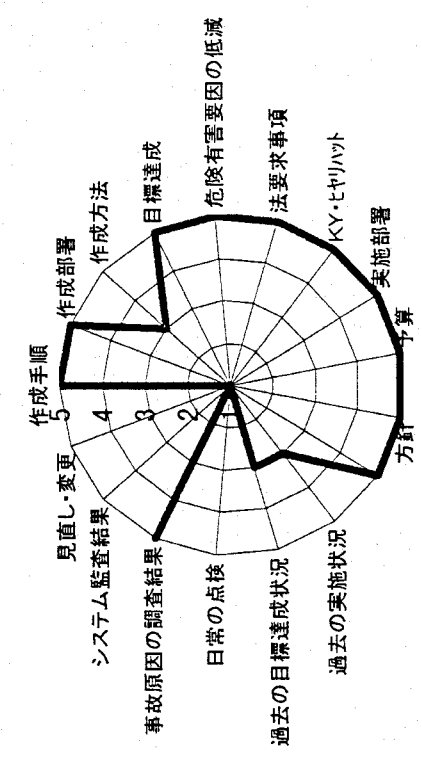
項目	満点	合計	評価	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0
方針	35	19	2.7	[Bar chart showing 2.7/5.0]				
リスクアセスメント	60	12	1.0	[Bar chart showing 1.0/5.0]				
目標	30	20	3.3	[Bar chart showing 3.3/5.0]				
計画	85	67	3.9	[Bar chart showing 3.9/5.0]				
労働者の意見反映	10	10	5.0	[Bar chart showing 5.0/5.0]				
実施・運用	25	9	1.8	[Bar chart showing 1.8/5.0]				
労働者への周知	55	25	2.3	[Bar chart showing 2.3/5.0]				
労働者の意見反映	15	5	1.7	[Bar chart showing 1.7/5.0]				
書面の入手	15	7	2.3	[Bar chart showing 2.3/5.0]				
体制の整備	25	5	1.0	[Bar chart showing 1.0/5.0]				
予算の確保	10	2	1.0	[Bar chart showing 1.0/5.0]				
教育	40	8	1.0	[Bar chart showing 1.0/5.0]				
安全衛生委員会	5	1	1.0	[Bar chart showing 1.0/5.0]				
文書	35	21	3.0	[Bar chart showing 3.0/5.0]				
緊急事態への対応	40	30	3.8	[Bar chart showing 3.8/5.0]				
点検と改善	30	18	3.0	[Bar chart showing 3.0/5.0]				
災害原因の調査	25	25	5.0	[Bar chart showing 5.0/5.0]				
結果の反映	10	2	1.0	[Bar chart showing 1.0/5.0]				
システム監査	30	6	1.0	[Bar chart showing 1.0/5.0]				
記録	50	38	3.8	[Bar chart showing 3.8/5.0]				
見直し	15	3	1.0	[Bar chart showing 1.0/5.0]				
平均	645	333	2.6	[Bar chart showing 2.6/5.0]				



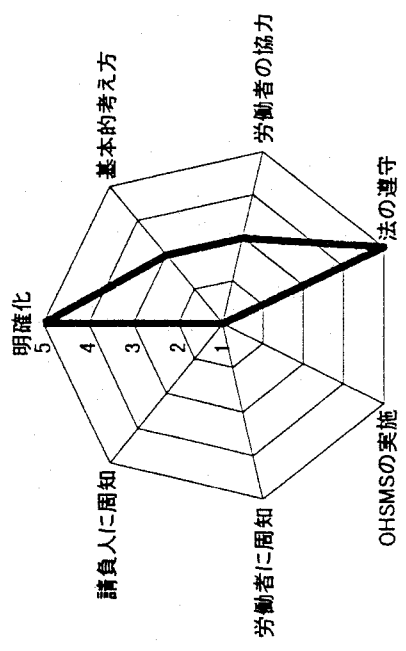
リスクアセスメント



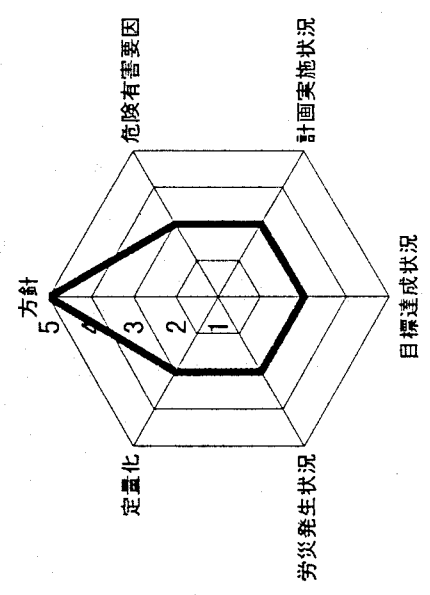
計画



方針

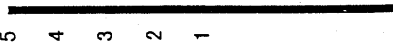


目標



意見の反映

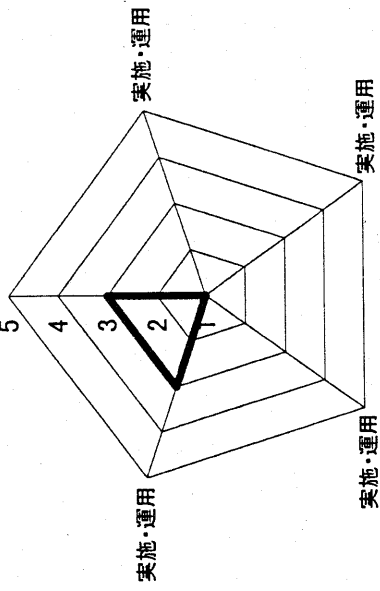
労働者の意見反映



労働者の意見反映

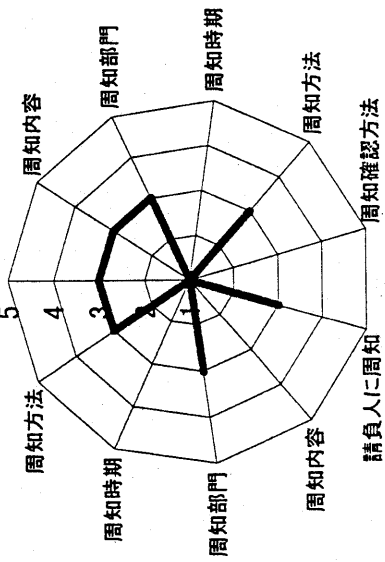
実施・運用

実施・運用



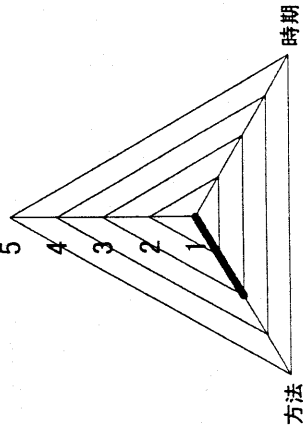
労働者への周知

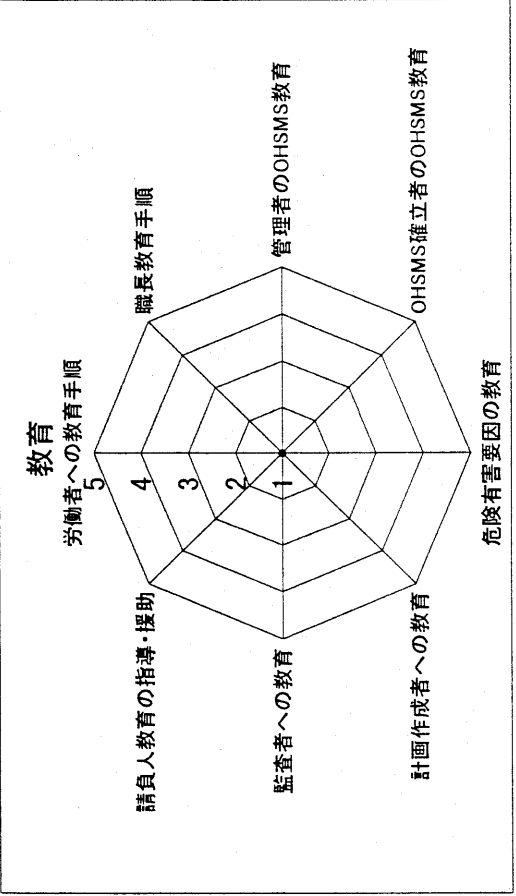
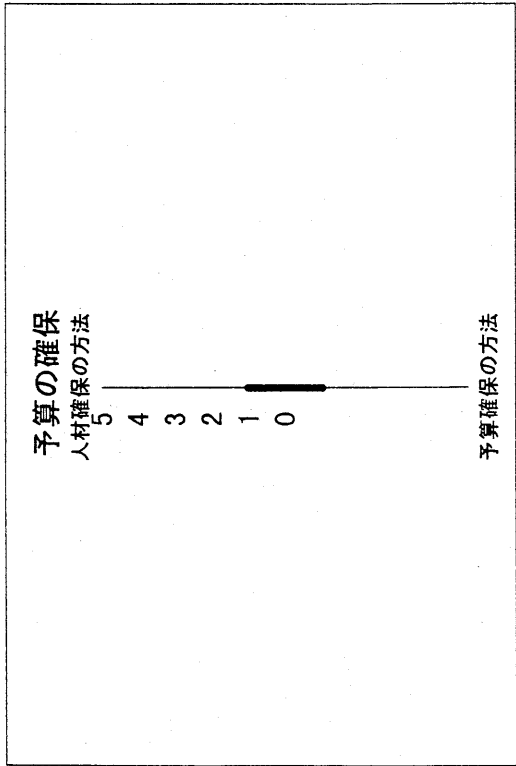
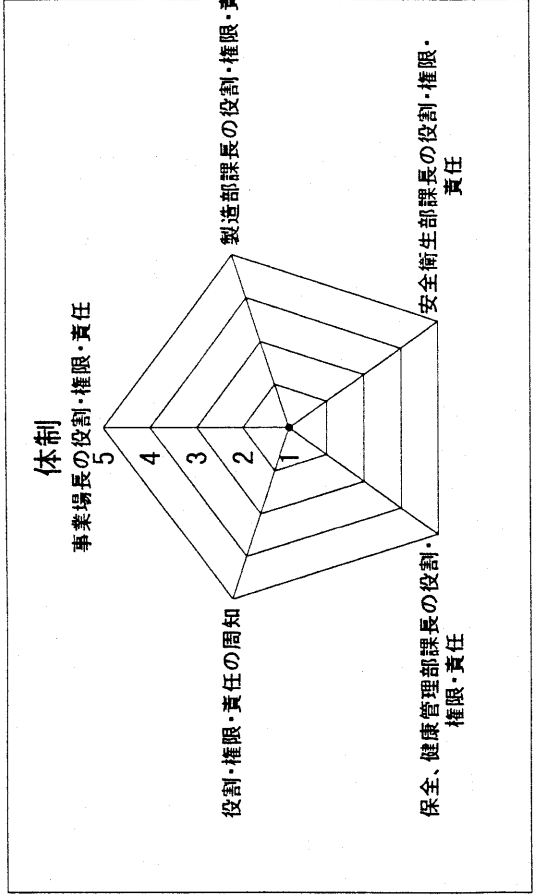
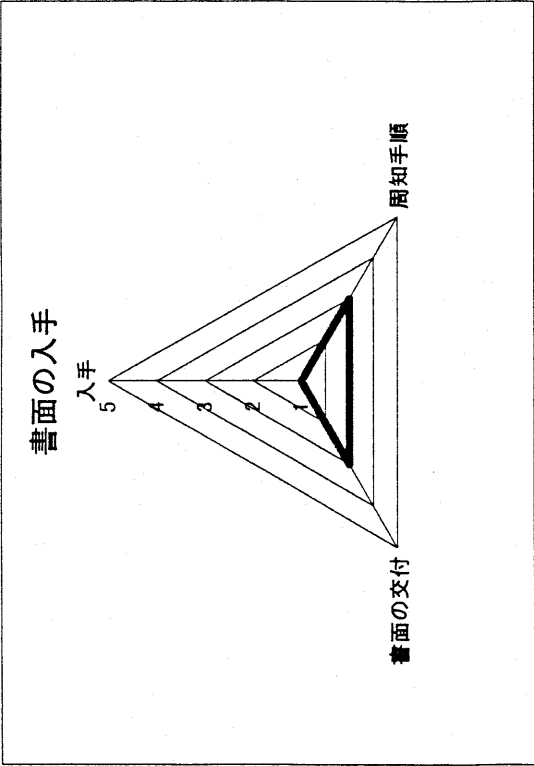
実施運用事項の周知手順



労働者への意見の反映

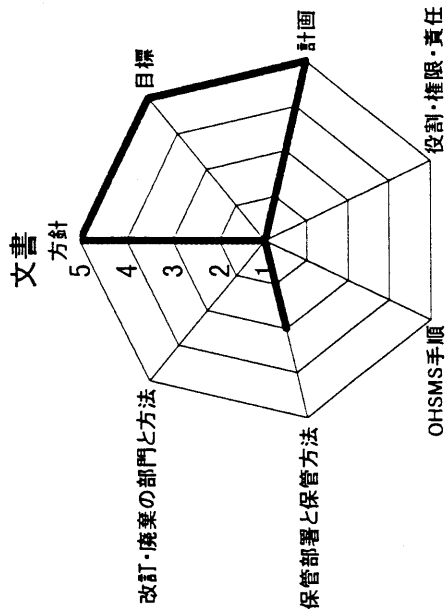
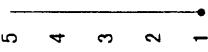
意見の反映





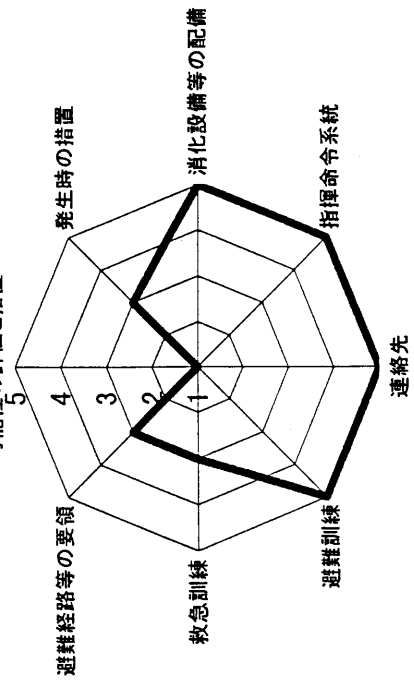
安全衛生委員会

OHSMS審議

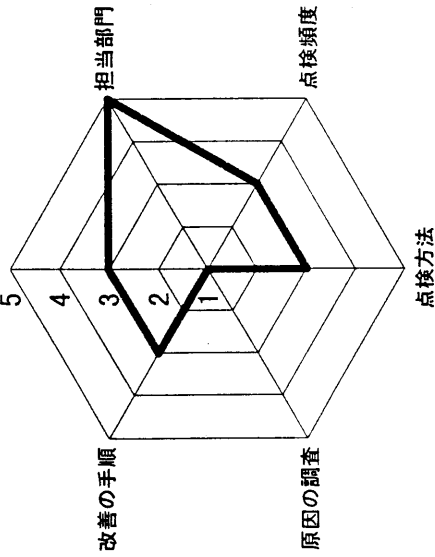


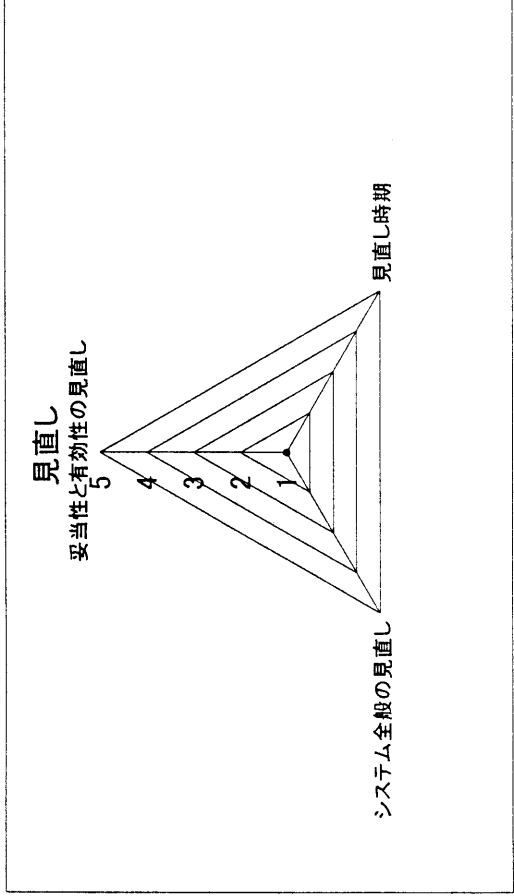
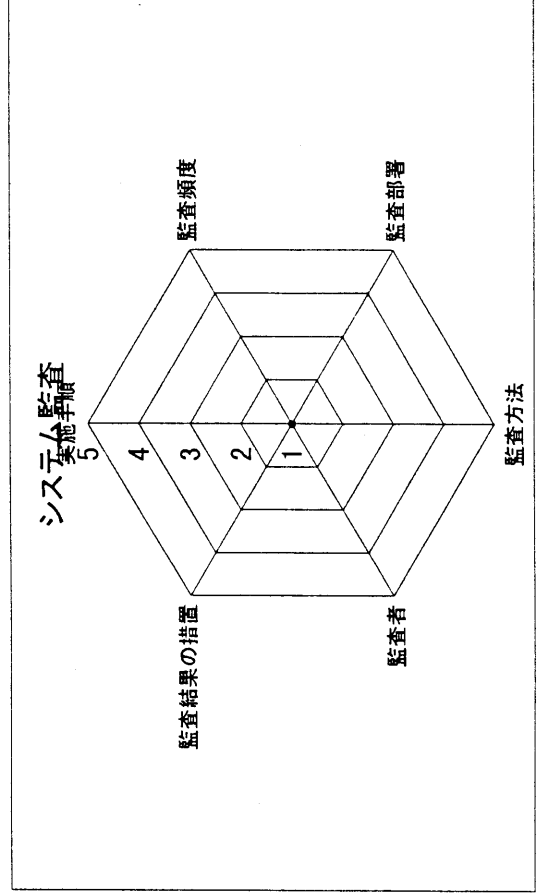
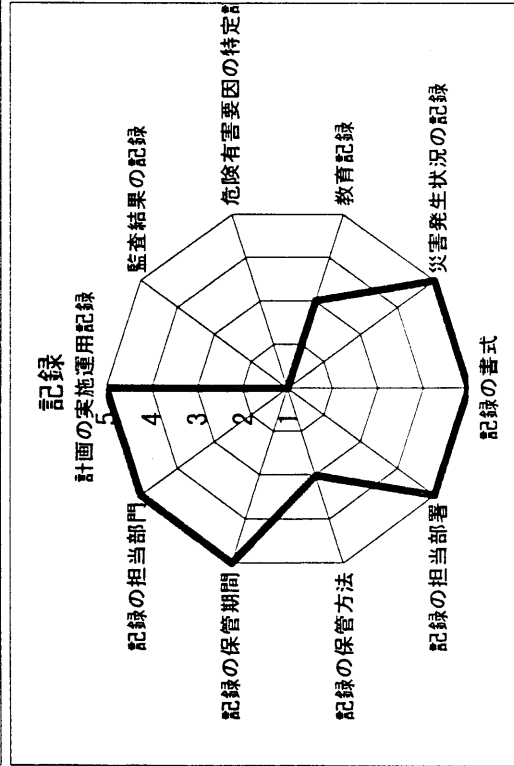
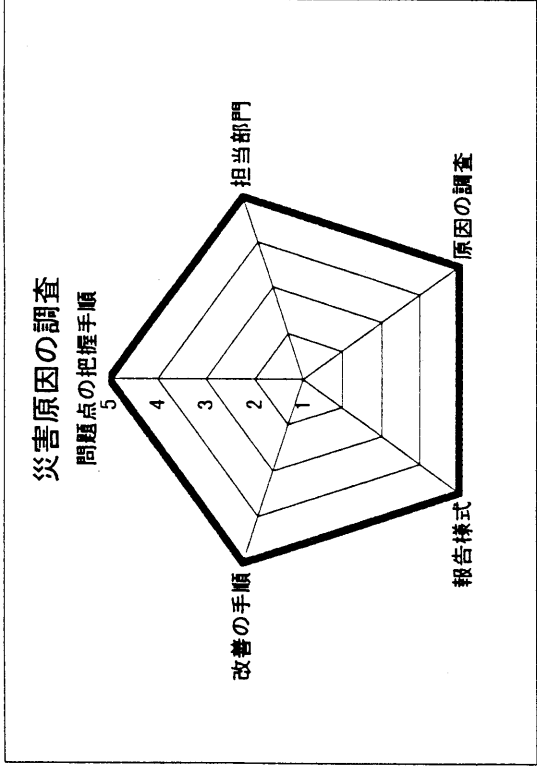
緊急事態への対応

可能性の評価と措置



点検と改善 点検の実施手順





労働省OHSMSチェックリスト

労働安全衛生マネジメントシステム(労働省)チェックリスト

No.	大項目	小項目	要求事項	調査結果 はい=5 点、一部 =3点、い え=1点	確 認 文 書 等
1	方針	明確化	事業場における安全衛生方針を文章で定めているか	5	OHSMSの規定
2	方針	基本的考え方	安全衛生方針は事業者自らの安全衛生に関する基本的な考え方を表明したものとしているか	3	体制未
3	方針	労働者の協力	安全衛生方針に「労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること」を含めているか	3	
4	方針	法の遵守	安全衛生方針に「労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全衛生に関する規定等を遵守すること」を含めているか	5	
5	方針	OHSMSの実施	安全衛生方針に「労働安全衛生マネジメントシステムを適切の実施し、及び運用すること」を含めているか	1	
6	方針	労働者に周知	安全衛生方針を労働者に周知させることとしているか	1	
7	方針	請負人に周知	安全衛生方針を構内協力会社等関係者に周知させることとしているか	1	
1	リスクアセスメント	ハザード特定手順	事業場における機械、設備、設置物等化学物質等の危険又は有害な要因(ハザード)を特定する手順を定めているか	1	未実施である
2	リスクアセスメント	ハザード特定時期	ハザード特定手順に、特定する時期を定めているか	1	
3	リスクアセスメント	ハザード特定部門	ハザード特定手順に、特定する部門又は担当者を定めているか	1	
4	リスクアセスメント	ハザード特定方法	ハザード特定手順に、特定する方法を定めているか	1	
5	リスクアセスメント	法的要求事項の特定	労働安全衛生関係法令、事業場安全衛生規程等(法的要求事項)に基づき実施すべき事項を特定する手順を定めているか	1	
6	リスクアセスメント	法的要求事項の特定部門	法的要求事項の手順に、特定する部門又は担当者を定めているか	1	
7	リスクアセスメント	法的要求事項の特定方法	法的要求事項の手順に、特定する方法を定めているか	1	
8	リスクアセスメント	リスクの低減手順	ハザード除去又は低減するために実施すべき事項を特定する手順を定めているか	1	
9	リスクアセスメント	リスク低減の特定	ハザード除去・低減手順に、特定するものを定めているか	1	
10	リスクアセスメント	リスク低減方法	その手順に、特定する方法を定めているか	1	

労働省OHSMSチェックリスト

労働安全衛生マネジメントシステム(労働省)チェックリスト

No.	大項目	小項目	要求事項	調査結果 はい=5 点、一部 =3点、い え=1点	確 認 文 書 等
11	リスクアセスメント	ハザードの特定に係る意見聴取	危険又は有害要因の特定に際して関係部署の意見を聴取することとして いるか	1	
12	リスクアセスメント	特定に係る意見聴取	実施すべき事項の特定に際して関係部署の意見を聴取することとして いるか	1	
1	目標	方針	安全衛生方針に基づき安全衛生目標を設定しているか	5	
2	目標	危険有害要因	安全衛生目標の設定に当たり、特定された危険又は有害要因を踏まえる こととしているか	3	
3	目標	計画実施状況	安全衛生目標の設定に当たり、過去における安全衛生計画の実施及び 運用状況を考慮することとしているか	3	
4	目標	目標達成状況	安全衛生目標の設定に当たり、過去における安全衛生目標の達成状況を 考慮することとしているか	3	
5	目標	労災発生状況	安全衛生目標の設定に当たり、過去における労働災害の発生状況を考 慮することとしているか	3	
6	目標	定量化	安全衛生目標は、数値で設定される等、その達成度合いが客観的に評 価できるようにしているか	3	
1	計画	作成手順	安全衛生計画を作成する手順を定めているか	5	
2	計画	作成部署	その手順に、安全衛生計画を作成する担当部門を定めているか	5	
3	計画	作成方法	その手順に、安全衛生計画を作成する方法を定めているか	3	
4	計画	目標達成	安全衛生目標を達成するための安全衛生計画を作成しているか	5	
5	計画	危険有害要因の 低減	安全衛生計画は、危険又は有害要因を除去又は低減するための実施事 項を内容に含めているか	5	
6	計画	法要求事項	安全衛生計画は、安全衛生関係法令、事業場安全衛生規程等に基づく 実施事項を内容に含めているか	5	
7	計画	KY・ヒヤリハット	安全衛生計画は、危険予知活動、ヒヤリハット活動等を含めているか	5	
8	計画	実施部署	安全衛生計画は、実施事項の担当部門を含めて作成しているか	5	
9	計画	予算	安全衛生計画は、必要な予算を含めて作成しているか	5	
10	計画	方針	安全衛生計画の作成に当たり、安全衛生方針を考慮しているか	5	
11	計画		安全衛生計画の作成に当たり、安全衛生目標を考慮しているか	5	
12	計画	過去の実施状況	安全衛生計画の作成に当たり、過去における安全衛生計画の実施及び 運用状況を考慮しているか	3	

労働省OHSMSチェックリスト

労働安全衛生マネジメントシステム(労働省)チェックリスト

No.	大項目	小項目	要求事項	調査結果 はい=5 点、一部 =3点、い いえ=1点	認 文 書 等
13	計画	過去の目標達成状況	安全衛生計画の作成に当たり、過去における安全衛生目標の達成状況を考慮しているか	3	
14	計画	日常の点検	安全衛生計画の作成における日常的な点検の結果を考慮しているか	1	
15	計画	事故原因の調査結果	安全衛生計画の作成に当たり、過去における労働災害、事故等の原因の調査結果を考慮しているか	5	安全規定
16	計画	システム監査結果	安全衛生計画の作成に当たり、過去におけるシステム監査の結果を考慮しているか	1	
17	計画	見直し・変更	安全衛生計画の期間中に状況が変化した場合は、必要に応じ安全衛生計画を見直し、必要な変更をすることとしているか	1	
1	労働者の意見反映	手順	安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の作成に当たり、安全衛生委員会の活用等労働者の意見を反映する手順を定めているか	5	安全規定
2	労働者の意見反映	目標・計画の変更	安全衛生目標、安全衛生計画を変更する場合においても労働者の意見を反映することを定めているか	5	安全規定
1	実施・運用	手順	安全衛生計画を実施し、及び運用する手順を定めているか	3	
2	実施・運用	細部事項	その手順に、安全衛生計画の具体的な実行のための細部の事項を定めているか	1	
3	実施・運用	遵守事項	その手順に、安全衛生計画の実行において遵守すべき事項を定めているか	1	
4	実施・運用	留意事項	その手順に、安全衛生計画の実行において留意すべき事項を定めているか	1	
5	実施・運用	実施状況の点検	その手順に、安全衛生計画の実施状況の点検、問題点の把握等の活動に関する事項を定めているか	3	
1	労働者への周知	実施運用事項の周知手順	安全衛生計画を実施し、及び運用するために必要な事項を労働者に周知させる手順を定めているか	3	
2	労働者への周知	周知内容	その手順に、周知させる内容を定めているか	3	
3	労働者への周知	周知部門	その手順に、周知させる部門又は担当者を定めているか	3	委員→職制

労働省OHSMSチェックリスト

労働安全衛生マネジメントシステム(労働省)チェックリスト

No.	大項目	小項目	要求事項	調査結果 はい=5 点、一部 =3点、い え=1点	確 認 文 書 等
4	労働者への周知	周知時期	その手順に、周知させる時期を定めているか	1	
5	労働者への周知	周知方法	その手順に、周知させる方法を定めているか	3	
6	労働者への周知	周知確認方法	その手順に、周知の確認の方法を定めているか	1	
7	労働者への周知	請負人に周知	安全衛生計画を実施し、及び運用するために必要な事項を関係請負人その他関係者に周知させる手順を定めているか	3	
8	労働者への周知	周知内容	その手順に、周知させる内容を定めているか	1	
9	労働者への周知	周知部門	その手順に、周知させる部門又は担当者を定めているか	3	
10	労働者への周知	周知時期	その手順に、周知させる時期を定めているか	1	
11	労働者への周知	周知方法	その手順に、周知させる方法を定めているか	3	
1	労働者の意見反映	意見の反映	安全衛生計画の実施及び運用について労働者の意見を反映する手順を定めているか	1	
2	労働者の意見反映	時期	その手順に労働者の意見を反映する時期を定めているか	1	
3	労働者の意見反映	方法	その手順に労働者の意見を反映する方法を定めているか	3	
1	書面の入手	入手	機械、設備、化学物質等の譲渡又は提供を受ける場合、危険又は有害要因の特定等のために、これらの取扱いに関する事項を記載した書面等入手することを定めているか	1	
2	書面の入手	周知手順	これらの事項のうち必要なものを労働者に周知する手順を定めているか	3	
3	書面の入手	書面の交付	機械、設備、化学物質等の譲渡又は提供を受ける場合、危険又は有害要因の特定等のために、これらの取扱いに関する事項を記載した書面を交付することを定めているか	3	

労働省OHSMSチェックリスト

労働安全衛生マネジメントシステム(労働省)チェックリスト

No.	大項目	小項目	要求事項	調査結果 はい=5 点、一部 =3点、い え=1点	確 認 文 書 等
1	体制の整備	事業場長の役割・権限・責任	事業場長のシステム各級管理者としての役割、責任、権限を定めているか	1	
2	体制の整備	製造部課長の役割・権限・責任	生産・製造部門の部長、課長、係長、職長等の管理監督者のシステム各級管理者としての役割、責任及び権限を定めているか	1	
3	体制の整備	安全衛生部課長の役割・権限・責任	安全衛生部門の部長、課長、係長等の管理監督者のシステム各級管理者としての役割、責任及び権限を定めているか	1	
4	体制の整備	保全、健康管理部課長の役割・権限・責任	保全部門、健康管理部門等労働安全衛生マネジメントシステムに関係する部門の部長、課長、係長等の管理監督者のシステム各級管理者としての役割、責任及び権限を定めているか	1	
5	体制の整備	役割・権限・責任の周知	システム各級管理者の役割、責任及び権限を労働者関係申請人その他関係者に周知させることを定めているか	1	
1	予算の確保	人材確保の方法	労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材の確保のための方法を定めているか	1	
2	予算の確保	予算確保の方法	労働安全衛生マネジメントシステムに係る予算確保のための方法を定めているか	1	
1	教育	労働者への教育手順	新入時等を行う一般労働者に対する労働安全衛生マネジメントシステムに関する基本的な教育の手順を定めているか	1	
2	教育	職長教育手順	職長等監督者に対する労働安全衛生マネジメントシステム教育の手順を定めているか	1	
3	教育	管理者のOHSMS教育	課長、係長等管理者に対する労働安全衛生マネジメントシステム教育の手順を定めているか	1	
4	教育	OHSMS確立者のOHSMS教育	システム確立のための業務を行う者に対する教育の手順を定めているか	1	
5	教育	危険有害要因の教育	危険又は有害要因の特定を行う者に対する教育の手順を定めているか	1	
6	教育	計画作成者への教育	安全衛生計画の作成を行う者に対する教育の手順を定めているか	1	
7	教育	監査者への教育	システム監査を行う者に対する教育の手順を定めているか	1	

労働省OHSMSチェックリスト

労働安全衛生マネジメントシステム(労働省)チェックリスト

No.	大項目	小項目	要求事項	調査結果 はい=5 点、一部 =3点、い え=1点	確 認 文 書 等
8	教育	請負人教育の指導・援助	関係請負人がシステムに関する教育を行う際に指導・援助を行うことを定めているか	1	
1	安全衛生委員会	OHSMS審議	安全衛生委員会等において労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び運用に関する事項を審議することを定めているか	1	
1	文書	方針	安全衛生方針を文書により定めているか	5	
2	文書	目標	安全衛生目標を文書により定めているか	5	
3	文書	計画	安全衛生計画を文書により定めているか	5	
4	文書	役割・権限・責任	システム各級管理者の役割、責任及び権限を文書により定めているか	1	
5	文書	OHSMS手順	労働安全衛生マネジメントシステムにおける手順を文書により定めているか	1	
6	文書	保管部署と保管方法	労働安全衛生マネジメントシステムに関する文書を管理する手順として、文書保管の担当部門及び文書保管の方法を定めているか	3	
7	文書	改訂・廃棄の部門と方法	労働安全衛生マネジメントシステムに関する文書を管理する手順として、文書改訂・廃棄の担当部門及び文書の改訂・廃棄の方法を定めているか	1	
1	緊急事態への対応	可能性の評価と措置	あらかじめ緊急事態が生ずる可能性を評価し、緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めているか	1	
2	緊急事態への対応	発生時の措置	その措置に、消火及び非難の方法、被災した労働者の救護方法等緊急事態が実際に発生した場合の措置を含めているか	3	
3	緊急事態への対応	消化設備等の配備	その措置に、消火設備、避難設備及び救助機材の配備を含めているか	5	
4	緊急事態への対応	指揮命令系統	その措置に、緊急事態が発生した時の各部署の役割及び指揮命令系統の設定を含めているか	5	
5	緊急事態への対応	連絡先	その措置に、緊急連絡先の設定を含めているか	5	
6	緊急事態への対応	避難訓練	その措置に、避難訓練の実施を含めているか	5	
7	緊急事態への対応	救急訓練	その措置に、救急訓練の実施を含めているか	3	
8	緊急事態への対応	避難経路等の要領	その措置に、避難経路、避難場所の設定等避難の要領を定めているか	3	

労働省OHSMSチェックリスト

労働安全衛生マネジメントシステム(労働省)チェックリスト

No.	大項目	小項目	要求事項	調査結果 はい=5 点、一部 =3点、い え=1点	確 認 文 書 等
1	点検と改 善	点検の実施手順	安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検を実施する手順を 定めているか	3	
2	点検と改 善	担当部門	その手順に、点検の担当部門を定めているか	5	
3	点検と改 善	点検頻度	その手順に、点検の頻度を定めているか	3	
4	点検と改 善	点検方法	その手順に、点検の方法を定めているか	3	
5	点検と改 善	原因の調査	その手順に、点検の結果問題点が発見された時の原因の調査の 実施を定めているか	1	
6	点検と改 善	改善の手順	安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検に基づく改善の手順(改善 方法を決定する手順)を定めているか	3	
1	災害原因 の調査	問題点の把握手 順	労働災害、事故等が発生した場合の原因の調査及び問題点の把握の手 順を定めているか	5	
2	災害原因 の調査	担当部門	その手順に、労働災害、事故等が発生した場合の原因の調査及び問題 点の把握の担当部門を定めているか	5	
3	災害原因 の調査	原因の調査	その手順に、労働災害、事故等が発生した場合の原因の調査及び問題 点の把握の方法を定めているか	5	
4	災害原因 の調査	報告様式	その手順に、労働災害、事故等が発生した場合の原因の調査及び問題 点の把握の報告様式を定めているか	5	
5	災害原因 の調査	改善の手順	労働災害、事故等が発生した場合の原因の調査及び問題点の把握の結 果に基づく改善の手順(改善方法を決定する手順)を定めているか	5	
1	結果の反 映	点検結果の反映	安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善の結果を次回の 安全衛生計画の作成に反映させることを定めているか	1	
2	結果の反 映	労災等の改善結 果	労働災害、事故等の原因の調査、問題点の把握及び改善の結果を次回 の安全衛生計画の作成に反映することを定めているか	1	
3	システム 監査	実施手順	定期的なシステム監査計画を作成し、システム監査を実施する手順を定 めているか	1	
4	システム 監査	監査頻度	その手順に、システム監査の頻度を定めているか	1	

労働省OHSMSチェックリスト

労働安全衛生マネジメントシステム(労働省)チェックリスト

No.	大項目	小項目	要求事項	調査結果 はい=5 点、一部 =3点、い いえ=1点	確 認 文 書 等
5	システム 監査	監査部署	その手順に、システム監査を作成する担当部門を定めているか	1	
6	システム 監査	監査方法	その手順に、システム監査の方法を定めているか	1	
7	システム 監査	監査者	その手順に、システム監査の実施者を定めているか	1	
8	システム 監査	監査結果の措置	システム監査の結果、必要があると認めるときは労働安全衛生マネジメン トシステムの実施及び運用について改善を行うことを定めているか	1	
1	記録	計画の実施運用 記録	安全衛生計画の実施及び運用の状況を記録し、当該記録を保管すること を定めているか	5	
2	記録	監査結果の記録	システム監査結果を記録し、当該記録を保管することを定めているか	1	
3	記録	危険有害要因の 特定記録	特定された危険又は有害因子を記録し当該記録を保管することを定めて いるか	1	
4	記録	教育記録	教育の実施状況を記録し、当該記録を保管することを定めているか	3	
5	記録	災害発生状況の 記録	労働災害、事故等の発生状況を記録し、当該記録を保管することを定め ているか	5	
6	記録	記録の書式	以上の各種記録について、その方法(書式)を定めているか	5	
7	記録	記録の担当部署	以上の各種記録について、その担当部門を定めているか	5	
8	記録	記録の保管方法	以上の各種記録について、当該記録の保管の方法を定めているか	3	
9	記録	記録の保管期間	以上の各種記録について、当該記録の保管の期間を定めているか	5	
10	記録	記録の担当部門	以上の各種記録について、当該記録の保管の担当部門を定めているか	5	
1	見直し	妥当性と有効性 の見直し	事業者自らが、システム監査の結果に基づき、労働安全衛生マネジメン トシステムの妥当性及び有効性を確保するため、労働安全衛生マネジメ ントシステム全般の見直しを行うことを定めているか	1	
2	見直し	見直し時期	当該労働安全衛生マネジメントシステム全般的な見直しの実施時期を定 めているか	1	
3	見直し	システム全般の 見直し	当該労働安全衛生マネジメントシステム全般的な見直しの方法を定めて いるか	1	

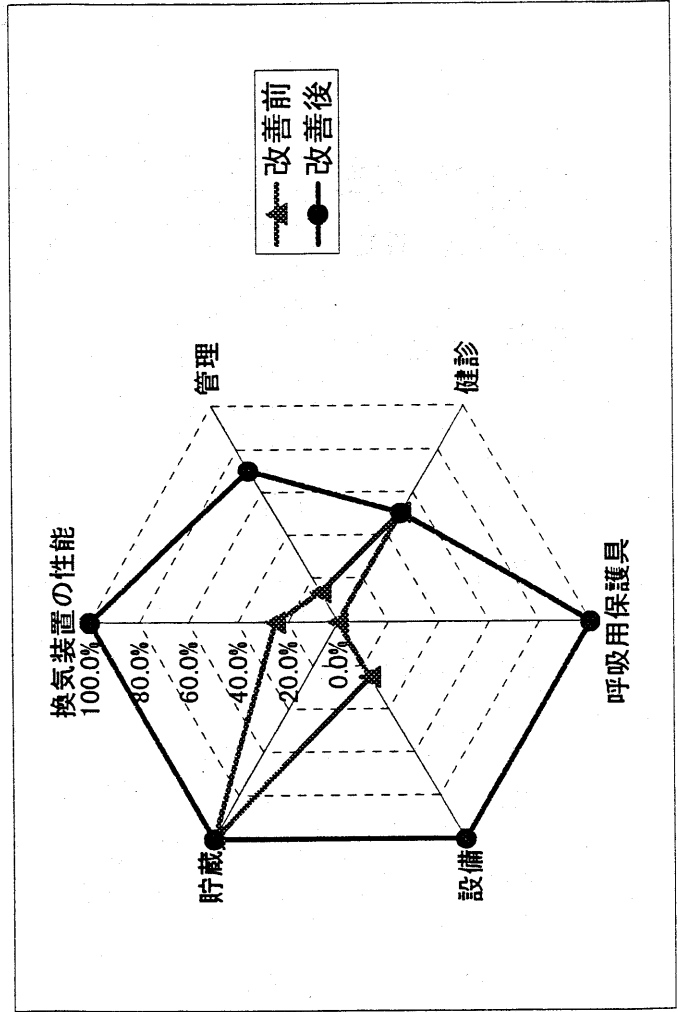
改善前

項目	評価点の件数				評価(%)
	0点	1点	4点	合計	
換気装置の性能	3		1	4	25.0%
管理	19		3	22	13.6%
健診		2	1	3	50.0%
呼吸用保護具	2			2	0.0%
設備		1		1	25.0%
貯蔵			1	1	100.0%
総計	24	3	6	33	20.5%

改善後

項目	評価点の件数				評価(%)
	0点	1点	4点	合計	
換気装置の性能			4	4	100.0%
管理	5	2	15	22	70.5%
健診		2	1	3	50.0%
呼吸用保護具			2	2	100.0%
設備			1	1	100.0%
貯蔵			1	1	100.0%
総計	5	4	24	33	75.8%

中項目	小項目	改善前	改善後
換気装置の性能	稼働	100.0%	100.0%
	局排	0.0%	100.0%
	排風機等	0.0%	100.0%
	揭示	0.0%	0.0%
管理	作業環境測定	100.0%	100.0%
	作業主任者	0.0%	0.0%
	定期自主検査	0.0%	83.3%
	点検	0.0%	100.0%
	表示	0.0%	100.0%
健診	健診	50.0%	50.0%
マスク	使用義務	0.0%	100.0%
	数量	0.0%	100.0%
設備	第1種、2種有機設備	25.0%	100.0%
貯蔵	空容器の処理	100.0%	100.0%



改善前まとめ

データの個数：前		前			改善前	
中分類	小分類	0	1	4		総計
換気装置の性能	稼動			1	1	100.0%
	局排	2			2	0.0%
	排風機等	1			1	0.0%
換気装置の性能計		3		1	4	25.0%
管理	掲示	1			1	0.0%
	作業環境測定			3	3	100.0%
	作業主任者	4			4	0.0%
	定期自主検査	9			9	0.0%
	点検表示	4			4	0.0%
管理計		19		3	22	13.6%
健診	健診		2	1	3	50.0%
健診計			2	1	3	50.0%
呼吸用保護具	使用義務	1			1	0.0%
	数量	1			1	0.0%
呼吸用保護具計		2			2	0.0%
設備	第1種、2種有機設備		1		1	25.0%
設備計			1		1	25.0%
貯蔵	空容器の処理			1	1	100.0%
貯蔵計				1	1	100.0%
総計		24	3	6	33	20.5%

改善後まとめ

データの個数：後		後			改善後	
中分類	小分類	0	1	4		総計
換気装置の性能	稼働			1	1	100.0%
	局排			2	2	100.0%
	排風機等			1	1	100.0%
換気装置の性能計				4	4	100.0%
管理	掲示	1			1	0.0%
	作業環境測定			3	3	100.0%
	作業主任者	4			4	0.0%
	定期自主検査		2	7	9	83.3%
	点検表示			4	4	100.0%
管理計		5	2	15	22	70.5%
健診	健診		2	1	3	50.0%
健診計			2	1	3	50.0%
呼吸用保護具	使用義務			1	1	100.0%
	数量			1	1	100.0%
呼吸用保護具計				2	2	100.0%
設備	第1種、2種有機設備			1	1	100.0%
設備計				1	1	100.0%
貯蔵	空容器の処理			1	1	100.0%
貯蔵計				1	1	100.0%
総計		5	4	24	33	75.8%

有機溶剤関係

大分類 20 項目	中分類	小分類	固有項目	評価内容	確認文書等	評価基準	コメント	初回	改善後	
有機	設備	第1種、2種 有機設備	局所排気装置	有機溶剤を取り扱う屋内作業場等では、発生源を密閉する装置、局所排気装置又はフックフル換気装置を設けているか(有機則15) 局所排気装置のフード等は ①蒸気の発散源毎に設置 ②外付け式フードは発散源に近い位置 ③吸引するものに適した型式及び大きさ ④ダクトは短く、ベンドの数は少ないものを設置しているか(有機則14) 空気清浄装置を設けていない局所排気装置は屋根から1.5mとされているか、ただし、排出される有機溶剤濃度が管理濃度の1/2に満たない場合は除かれる(有機則15 平成9.2.25 労働省告示第20号) 局所排気装置は 吸引式=0.4m/s、 外付け式(側方吸引型)=0.5m/s、 上方吸引型=1.0m/s、 の制御風速の能力を有しているか(有機則16) また、フックフル型換気装置は労働大臣が定める構造と性能を有しているか(有機則16.2) 有機溶剤業務に従事する間は局排、全体換気、フックフル換気装置を稼働させているか(有機則18)			0点:局排等を設けていない 1点:局排等を設けていない場所がある 4点:すべての場所に局排等を設けている		1	4
有機	換気装置 の性能	局排	フード			0点:局排等を設けていない 1点:局排等を設けていない場所がある 4点:すべて条件を満たしている		0	4	
有機	換気装置 の性能	排風機等	排風機			0点:左記条件を満たしていない 1点:条件を満たしていない場所がある 4点:すべて条件を満たしている		0	4	
有機	換気装置 の性能	局排	性能			0点:制御風速を満たしていない 1点:満たしていない箇所もある 4点:すべて満たしている		0	4	
有機	換気装置 の性能	稼働	稼働			0点:稼働させていない 1点:使用量が多いときのみ稼働させている 4点:常に稼働させている		4	4	
有機	管理	作業主任 者	選任	有機溶剤作業主任者を職場ごとに選任しているか。また、交替制の場合は各値ごとに専任しているか(有機則19)		0点:選任していない 1点:選任していない職場がある。 4点:職場ごと、各値ごとに選任している(有機則19)		0	0	
有機	管理	作業主任 者	職務	作業主任者は①有機溶剤作業の方法を決定し、労働者を指揮しているか(有機則19.2)		0点:指揮していない 1点:指揮しない時もある 4点:作業方法の決定をし、指揮している		0	0	
有機	管理	作業主任 者	職務	作業主任者は②換気装置の点検(1回/月)を行っているか。また、その記録はあるか(有機則19.2)		0点:点検は行っていない 1点:時々行っている 4点:毎月行い、その記録もある		0	0	
有機	管理	作業主任 者	職務	作業主任者は③保護具の使用状況を監視しているか。(有機則19.2)		0点:監視していない 1点:保護具の使用状況を監視し、有物に使用させている		0	0	
有機	管理	定期自主 検査	局所排気装置	局所排気装置又はフックフル換気装置については、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について以下の自主検査を行っているか(有機則20) ①フード、ダクト及びファン(の摩耗、調査、くほみその他損傷の有無及びその程度を確認しているか(有機則20)	定期自主検査 結果報告書	0点:行っていない 1点:不定期に行っている 4点:定期に行っている		0	4	
有機	管理	定期自主 検査	局所排気装置		定期自主検査 結果報告書	0点:確認していない 1点:一部確認している 4点:すべて確認している		0	4	
有機	管理	定期自主 検査	局所排気装置	②ダクト及び排風機における塵埃の堆積状態を確認しているか(有機則20)	定期自主検査 結果報告書	0点:確認していない 1点:一部確認している 4点:すべて確認している		0	4	
有機	管理	定期自主 検査	局所排気装置	③排風機の注油状態を確認しているか(有機則20)	定期自主検査 結果報告書	0点:注油していない 1点:注油状態を確認し、必要に応じて注油している 4点:すべて確認している		0	4	
有機	管理	定期自主 検査	局所排気装置	④ダクトの稼働部における緩みの有無を確認しているか(有機則20)	定期自主検査 結果報告書	0点:確認していない 1点:一部確認している 4点:すべて確認している		0	4	

有機溶剤関係

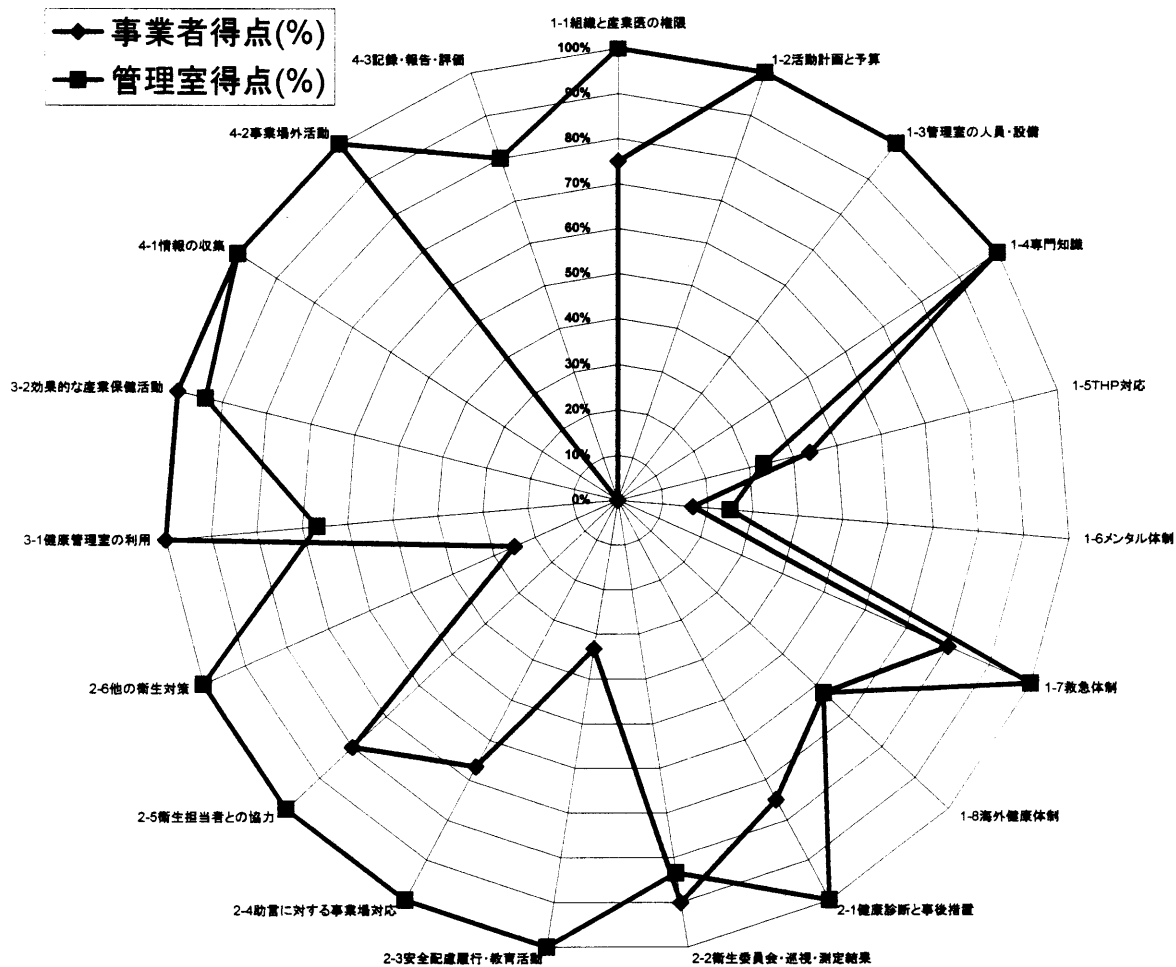
大分類 20 項目	中分類	小分類	固有項目	評価内容	確認文書等	評価基準	コメント	初回	改善後
有機	管理	定期自主 検査	局所排気装置	⑤電動機とファンを連結するベルトの作動状態を 確認しているか(有機則20)	定期自主検査 結果報告書	0点: 確認していない 1点: 一部確認している 4点: すべて確認している		0	4
有機	管理	定期自主 検査	局所排気装置	⑥吸気及び排気の能力を確認しているか (有機則20)	定期自主検査 結果報告書	0点: 確認していない 1点: 一部確認している 4点: すべて確認している		0	4
有機	管理	定期自主 検査	局所排気装置	定期自主検査結果を記録し3年間保存しているか。 定期自主検査の結果の記録 1. 検査年月日、2. 検査方法、3. 検査箇所、4. 検査結 果、5. 要処置者、6. 補修等の措置内容(有機則21) 局所排気装置又はブッフェン換気装置をはじめ 使用するとき、又は分解して改造若しくは修理を 行ったときは、次の事項について点検を行っている か。(有機則22)	定期自主検査 結果報告書	0点: 記録がない 1点: 記録はあるが、3年以上保存していない 4点: 記録を3年以上保存している		0	1
有機	管理	点検	局所排気装置	①ダクト及び排風機における塵埃の堆積状態を 確認しているか(有機則20)	点検記録	0点: 行っていない 1点: 行った場合もある 4点: 確実にやっている		0	4
有機	管理	点検	局所排気装置	②ダクトの接続部における緩みの有無を確認して いるか(有機則20)	点検記録	0点: 確認していない 1点: 一部確認している 4点: すべて確認している		0	4
有機	管理	点検	局所排気装置	③吸気及び排気の能力を確認しているか (有機則20)	点検記録	0点: 確認していない 1点: 一部確認している 4点: すべて確認している		0	4
有機	管理	定期自主 検査	是正措置	定期自主検査、点検の結果、不具合があれば修理 を行っているか(有機則23)	是正措置報告 書	0点: 行っていない 1点: 行っているが是正措置は行っていない 4点: 確実にを行い、不具合があれば是正措置を 実施している		0	1
有機	管理	掲示	注意事項	屋内作業場等で作業中の労働者が容易に知ること のできるように見やすい場所に掲示しているか(内 容: 1. 人体に及ぼす作用、2. 取扱いの注意事項、 3. 中毒発生時の応急措置)(有機則24)	現場確認	0点: 表示していない 1点: 一部の職場は表示している 4点: 使用職場はすべて表示している		0	0
有機	管理	表示	区分	第2種有機溶剤の使用職場ごとに黄色で区分を費 示しているか(有機則25)	現場確認	0点: 表示していない 1点: 一部の職場は表示している 4点: 使用職場はすべて表示している		0	4
有機	管理	作業環境 測定	測定	作業環境測定を6月以内に1回行っているか。また、 作業環境管理区分にしたがって、第1から第3管理 区分に区分することにより当該結果の評価を行って いるか。結果は3年間保存しているか(有機則28)	組織図(担当組 織) 作業環境測定 結果 作業場マップ 改善計画書、 改善後の測定 結果	0点: 行った回数少ない 1点: 年1回実施している 4点: 使用職場はすべて6ヶ月以内に1回実施し、 評価し、記録も3年間保存している		4	4
有機	管理	作業環境 測定	措置	第3管理区分であった場合は、直ちに施設、設備、 作業行程、作業方法の点検を行い、その結果に基 づき改善のための必要な措置を講じ、第2又は第1 管理区分になるようにしているか。(有機則28.3)	改善計画書、 改善後の測定 結果	0点: 改善に努めていない 1点: 改善計画を立案している 4点: 専門家の意見を聞き、計画を立て改善してい る(また、そのような仕組みが明確にされ る)		4	4
有機	管理	作業環境 測定	措置	第2管理区分であった場合は、直ちに施設、設備、 作業行程、作業方法の点検を行い、その結果に基 づき改善のための必要な措置を講じ、第1管理区分 になるように努めているか。(有機則28.4)	改善計画書、 改善後の測定 結果	0点: 改善に努めていない 1点: 改善計画を立案している 4点: 専門家の意見を聞き、計画を立て改善してい る		4	4
有機	健診	健診	健診	第1-3種有機溶剤取扱い者を対象として、雇い入れ 時、当該業務に配置換えの際、および定期(6月以 内に1回)特殊健康診断を実施しているか。また、結 果は5年間保存しているか(有機則29)	対象者名簿 後診結果 有機溶剤使用 マップ等	0点: 実施していない 1点: 雇い入れ時、配置換えの何れか実施している 4点: 雇い入れ時、配置換えの際、その後6月以内 毎に1回実施している		4	4

有機溶剤関係

大分類 20 項目	中分類	小分類	固有項目	評価内容	確認文書等	評価基準	コメント	初回	改善後
有機	健診	健診	医師からの意見聴取	有機溶剤等健康診断が行われた日から3月以内に、医師からの意見を個人票に記載し、作業環境改善や作業改善に努めているか、 労働者が著しく有機溶剤に汚染又は著しく吸入した場合は医師による診察および処置を受けさせなければならない。(有機則30.4) 労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しているか(有機則33.2)	個人票	0点:実施していない 1点:一部実施している 4点:実施し改善している		1	1
有機	健診	健診	緊急診断		緊急時の対応書類	0点:そのような手順を確立していない。 1点:な手順はあるが、文書で明確にしている 4点:手順も文書で明確にしている		1	1
有機	呼吸用保護具	数量	マスク		保管場所の確認	0点:備えていない 1点:一応用意はしている 4点:必要人数用意し、有効かつ清潔に保持している		0	4
有機	呼吸用保護具	使用義務	マスク	マスク着用を行うべき作業では作業者はマスクを着用しているか(有機則34)	現場確認	0点:着用している者といない者がいる 4点:確実にマスクを着用している		0	4
有機	貯蔵	空容器の処理	空容器	空容器は密閉するか、屋外の一定の場所に集積してあるか(有機則36)	有機溶剤取り扱い規程	0点:別段配慮していない 4点:すべて空容器は密閉または屋外の一定場所に集積している		4	4

得点表

	事業者	(満点)	健康管理室	(満点)	事業者得点(%)	管理室得点(%)
1-1組織と産業医の権限	6	8	6	6	75%	100%
1-2活動計画と予算	6	6	2	2	100%	100%
1-3管理室の人員・設備	6	6	-	-	100%	100%
1-4専門知識	2	2	10	10	100%	100%
1-5THP対応	7	16	2	6	44%	33%
1-6メンタル体制	1	6	1	4	17%	25%
1-7救急体制	8	10	6	6	80%	100%
1-8海外健康体制	5	8	5	8	63%	63%
2-1健康診断と事後措置	3	4	10	10	75%	100%
2-2衛生委員会・巡視・測定結果	9	10	10	12	90%	83%
2-3安全配慮履行・教育活動	2	6	6	6	33%	100%
2-4助言に対する事業場対応	4	6	-	-	67%	100%
2-5衛生担当者との協力	8	10	2	2	80%	100%
2-6他の衛生対策	4	16	-	-	25%	100%
3-1健康管理室の利用	-	-	4	6	100%	67%
3-2効果的な産業保健活動	2	2	15	16	100%	94%
4-1情報の収集	6	6	2	2	100%	100%
4-2事業場外活動	-	-	6	6	100%	100%
4-3記録・報告・評価	0	2	8	10	0%	80%
計	79	124	95	112	64%	85%

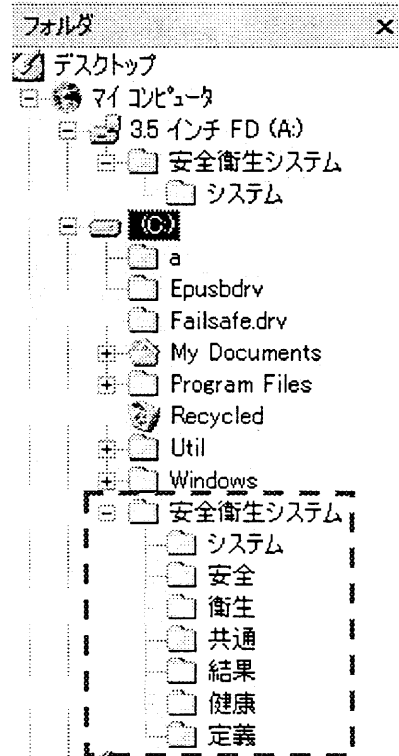


説明書

【使用の前に】

準備

1. Cドライブ (ハードディスク) に右図に囲んだフォルダを作成して下さい。



2. システムフォルダに右のファイルをコピーして下さい。

名前	サイズ
OHSMSチェックリスト.xls	121KB
リストDB.xls	634KB
リスト様式.xls	36KB
使用前に画面説明.doc	110KB
診断メニュー.xls	797KB

3. 安全フォルダに右のファイルをコピーして下さい。

名前
スリップフォーム工法による施工の安全基準に関する技術...
プレス災害防止総合対策の推進について.doc
工業用加熱炉の燃焼設備の安全衛生基準に関する技...

4. 衛生フォルダに右のファイルをコピーしてください。

名前	サイズ
<input type="checkbox"/> 1,2ジクロロエタンによる健康...	26KB
<input type="checkbox"/> VDT作業.doc	65KB
<input type="checkbox"/> ガラス繊維及びロックウールの...	39KB
<input type="checkbox"/> フッシュブル換気のパフォーマンス...	27KB
<input type="checkbox"/> レーザー光線による障害の防...	501KB
<input type="checkbox"/> 化学物質等の危険有害性等...	25KB
<input type="checkbox"/> 化学物質等の危険有害等の...	33KB
<input type="checkbox"/> 局所排気装置の定期自主検...	126KB
<input type="checkbox"/> 除じん装置の定期自主検査...	79KB
<input type="checkbox"/> 振動障害総合対策の推進に...	26KB
<input type="checkbox"/> 生物学的モニタリングの省略の...	28KB
<input type="checkbox"/> 騒音障害防止のためのガイド...	69KB
<input type="checkbox"/> 有機則注意事項の内容及び...	20KB
<input type="checkbox"/> 容器に人体に及ぼす作用等の...	26KB
<input type="checkbox"/> 容器に名称を表示しなければ...	27KB

5. 共通フォルダに右のファイルをコピーしてください。

名前
<input type="checkbox"/> OHSMS比較表詳細.doc
<input type="checkbox"/> OHSMS労働省指針.doc
<input type="checkbox"/> 作業主任者を選任すべき作業.doc
<input type="checkbox"/> 中小企業安全衛生活動促進事業助成制度.doc

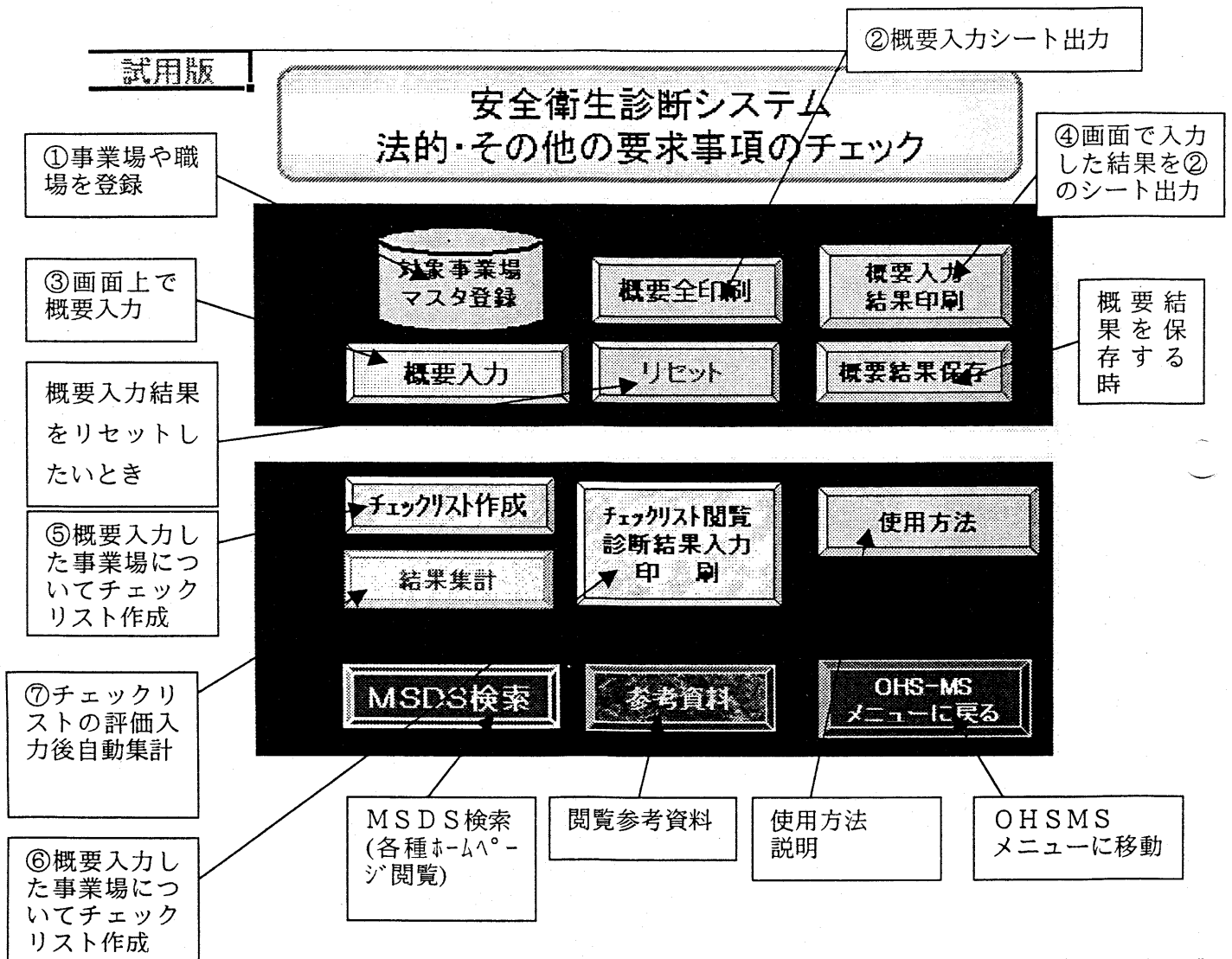
6. 健康フォルダは現在空白です。

7. 定義フォルダに右のファイルをコピーしてください。

名前
<input type="checkbox"/> 危険物.doc
<input type="checkbox"/> 就業制限.doc
<input type="checkbox"/> 暑熱寒冷の作業場.doc
<input type="checkbox"/> 職長教育内容.doc
<input type="checkbox"/> 著しい騒音を発する屋内作業場.doc
<input type="checkbox"/> 特別教育を必要とする業務.doc
<input type="checkbox"/> 有機則でいう「タンク等の内部」とは.doc

これで前準備は完了です。

画面説明



【操作手順】

「使用の前に」をよく読んで、指示に従い、プログラムをハードディスクに格納します。

①～⑦の順序で行います。

①はチェックリストを作成したい事業場や職場名をあらかじめ入力しておきます。

②は1回出力しておけば後は省略できます。

③は画面に従い概要、使用化学物質、機械設備等を入力します。

④は②と同じシートが出力されますが、③で選択した結果が、該当項目欄に“1”が表示されます。

⑤事業場の概要入力情報に従い、自動的にチェックリストが作成され、最後に、“事業場名

称+作成日付”でファイルが「結果」フォルダ (C:¥安全衛生システム¥結果¥) に作成されます。

⑥作成された結果を閲覧したい場合、評価結果を入力したい場合、結果を印刷したい場合に押します。このボタンを押すと、ファイルを開くフォームが表示されるので、「結果」フォルダ (C:¥安全衛生システム¥結果¥) を選択し、目的のファイルをダブルクリックして開きます。

⑦チェックリストに結果入力後、自動的に集計し、自動的に追加された別シート（同一ブック内の）に集計結果を出力します。

（必ず、結果を入力してから押して下さい。）入力ミスがあればそのファイルを保存しないで下さい。

その他のボタン

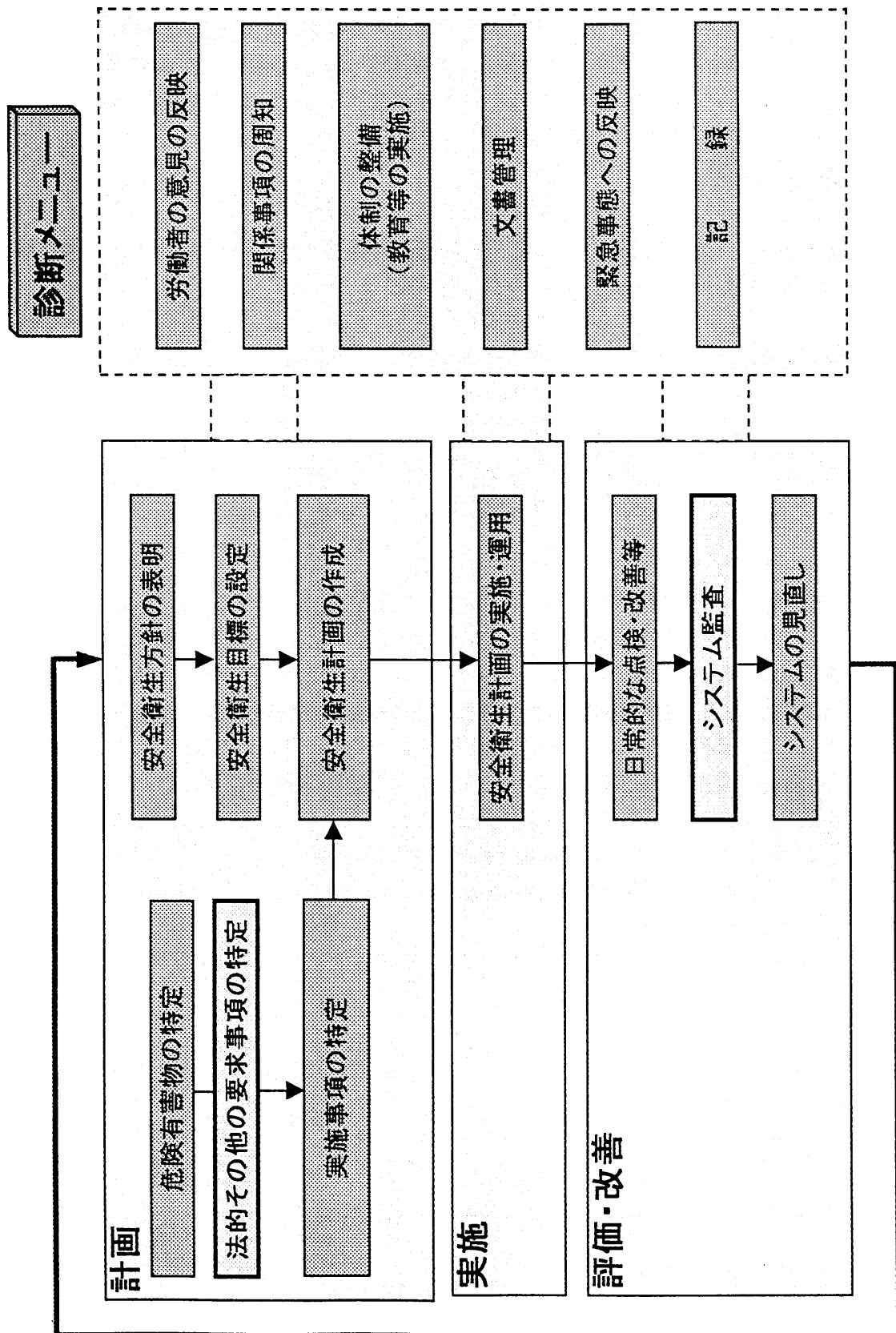
MSDS：各種MSDS関連のホームページにアクセスします。

参考資料：参考資料を閲覧できます。

OHSMSメニュー：OHSMSメニューに移動し、図の「システム監査」を押すと労働省OHSMS指針に沿ったチェックリストが表示されます。

使用説明：本ソフトの使用方法の説明が表示されます。

Occupational Health & Safety Management System



診断メニュー使用方法

メニューに戻

法的その他の要求事項チェックリストは、事業場全体のチェックリストや職場単位のチェックリストを作成することが出来ます(業種については「製造業」と「その他」の2種類が中心です)。

建設業等については一部作成途中です。

また、高圧則、電離則、酸欠則は作成していません(作成予定)。

安全関係も作成途中です

1. 法的その他の要求事項のチェックリストの作成方法

1). 事業場名、職場名の登録

- ①ワークシート「メニュー」の「対象事業場マスタ登録」をクリックする
- ②事業場名登録シートが表示されるので、入力する(10件まで)
- ③入力が終わったら「戻る」をクリックする

2). 事業場の概要の登録

- ①ワークシート「メニュー」の「概要入力」をクリックする
- ②「事業場ダイアログボックス」が表示されるので、作成したい職場を選択し、「OK」をクリックする
- ③概要ダイアログボックスが表示されるので、業種を選択し、次に、人数等を入力する(半角で入力し、マウスで次の項目に移動させる(ENTERキーは不可))
- ④その他、事業場、職場で該当する欄に「チェック」し、「OK」をクリックする
- ⑤チェックの状況に応じて各種ダイアログボックスが現れるので、該当欄に「チェック」し、「OK」をクリックする
- ⑥概要入力状況を確認する場合は「概要印刷」をクリックする

3). チェックリストの作成

- ①ワークシート「メニュー」の「チェックリスト作成」をクリックする
- ②概要確認のダイアログボックスが現れるので、既に概要の入力が終了していたら「OK」をクリックすると自動的にチェックリストが作成される
- ③作成したチェックリストを保存するダイアログボックスが現れるので「OK」をクリックする

4). 作成したチェックリストを見る又は評価結果の入力

- ①保存したチェックリストファイルを見る場合は、「診断結果入力」をクリックする
- ②ファイルを開くダイアログボックスが現れるので、「C:\¥安全衛生システム¥結果¥」フォルダに作成したファイルが格納されているので、選択して「開く」をクリックする
- ③ファイルが開かれるので確認または評価を入力したら、ファイルを閉じてください。(保存して閉じるを選択)

2. MSDSの検索方法

- 1). ワークシート「メニュー」の「MSDS」をクリックする
インターネットの各ホームページが表示されるので検索したいURLを選択する

3. 参考資料の閲覧方法

- 1). ワークシート「メニュー」の「参考資料」をクリックする
 - ①分類(定義、安全、衛生、健康作り)を選択する
 - ②分類で選択した資料選択欄の▼をクリックすると資料一覧が表示されるので閲覧したい項目を選択し、「OK」をクリックする

4. 労働省OHSMS監査チェックリスト

- 1). 「OHSMS」シートを選択し、「システム監査」をクリックする
 - ①ワークシート「チェックシート」評価欄に評価結果を入力する
 - ②ワークシート「集計①」「集計②」に集計グラフが表示される
 - ③必要に応じて印刷する

事業場名 製造一課		H12年6月21日
No.	項 目	結果欄
1	業種 (注1に示す番号) ^{注1}	1
2	総従業員数(人数)	
3	男性従業員数(人数)	
4	女性従業員数	
5	危険有害作業従事者数(無しの場合は0を入力) ^{注2}	
6	交替制	
7	上肢作業の有無	
8	VDT作業の有無	
9	事務所(中央管理方式の空調設備有り)	
10	事務所(中央管理方式の機械式換気設備有り)	
11	事務所(換気扇などによる換気設備あり)	
12	事務所(換気設備なし)	
13	社員食堂	
14	有害光線(レーザー使用)	
15	有害光線(紫外線)	
16	有害光線(赤外線)	
17	暑熱寒冷作業場	
18	騒音作業場	
19	振動作業場	
20	超音波	
21	有機溶剤作業場	
22	特化物作業場	
23	粉じん作業場	
24	鉛作業場	
25	四アルキル鉛	
26	X線取扱い作業場	
27	γ線取扱い作業場	
28	酸欠	
29	高気圧	
注1	業 種	該当No.
	その他の業種	0
	製造業	1
	電気業	2
	ガス業	3
	熱供給業	4
	水道業	5
	通信業	6
	商品卸業	7
	家具業	8
	建具業	9
	什器等卸業	10
	商品小売業	11
	家具・建具・什器小売業	12
	燃料小売業	13
	旅館業	14
	ゴルフ場業	15
	自動車整備業	16
	機械修理業	17
	林業	18
	鉱業	19
	建設業	20
	運輸業	21
	清掃業	22
	木材・木製品製造業	23
	化学工業	24
	鉄鋼業	25
	金属製品製造業	26
	輸送用機械器具製造業	27
	運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業	28
	農林水産畜産業	29
	医療業	30

	コード	項 目	選択欄
作業主任者の選任（建設関係除く）	1	高圧室内作業	
	2	アセチレン溶接・溶断	
	3	ボイラー取扱い	
	4	放射線業務(X線)	
	5	γ線透過写真撮影	
	6	木材加工機械を5台以上使用	
	7	動力プレス5台以上	
	8	乾燥設備	
	9	はい作業	
	10	第1種小型圧力容器	
	11	特定化学物質等の製造又は取扱い	
	12	鉛業務	
	13	酸欠作業場所	
	14	有機溶剤取扱い	
定期自主検査	15	ボイラー	
	16	クレーン(吊上げ荷重が3トン以上)	
	17	移動式クレーン(吊上げ荷重が3トン以上)	
	18	デリック(吊上げ荷重が2トン以上)	
	19	エレベータ(積載荷重が1トン以上)	
	20	ガイドレールが18m以上の建設用リフト	
	21	ゴンドラ	
	22	第2種圧力容器	
	23	動力プレス	
	24	絶縁用保護具(直流=750V、交流=300Vを超える)	
	25	絶縁用防具(直流=750V、交流=300Vを超える)	
	26	活線作業用装置	
	27	活線作業用器具	
	28	フォークリフト	
	29	小型ボイラー	
	30	小型圧力容器	
	31	吊上げ荷重が0.5トン以上3トン未満のクレーン	
	32	吊上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のデリック	
	33	エレベータ(積載荷重が0.25トン以上1トン未満)	
	34	建設用リフト(ガイドレールが10m以上の18m未満)	
	35	簡易リフト(積載荷重が0.25トン以上の簡易リフト)	
	36	ショベルローダー	
	37	フォークローダー	
	38	ストラドルキャリアー	
	39	不整地運搬車	
	40	作業床の高さが2m以上の高所作業車	
	41	動力により駆動させるシャー	
	42	動力により駆動させる遠心機械	
	43	化学設備を製造し又は取扱い又は引火点が65℃以上のものを引火点以上の温度で製造若しくは取り	
	44	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置	
	45	乾燥設備及びその付属設備	
	46	動力車及び動力による巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの	
	47	局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置	
	48	特定化学設備(特定第二類物質で省令で定めるもの又は第三類物質を製造及び取り扱う設備)	
	49	γ線照射装置で透過写真の撮影に用いられるもの	

	コード	項 目	選択欄
特別教育	50	研削といしの取り替え又は取替時の試運転業務	
	51	動力プレス若しくはシャーの安全装置若しくは安全 囲いの取付、取り外し又は調整の業務	
	52	アーク溶接機を用いて行う溶接の業務	
	53	高圧	
	54	最大荷重1トン未満のフォークリフト運転	
	55	最大荷重1トン未満のショベルローダー、フォーク ローダーの運転	
	56	最大積載量が1トン未満の不整地運搬車	
	57	制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転	
	58	動力により駆動される巻上げ機の運転の業務	
	59	小型ボイラー	
	60	クレーン(吊り下げ荷重が5トン未満)	
	61	移動式クレーン(吊り下げ荷重が1トン未満)	
	62	デリック(吊り下げ荷重が5トン未満)	
	63	玉掛け(吊り下げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式 クレーン、デリック)	
	64	ゴンドラの操作	
	65	四アルキル鉛取扱い	
	66	酸素欠乏危険場所における作業	
	67	特殊化学設備取扱い、整備及び修理の業務	
	68	X線、 γ 線照射装置を用いて行う透過写真撮影	
	69	粉じん障害防止規則に規定する特定粉じん作業	
	70	マニプレータ	
71	産業用ロボットの検査修理調整		
健康管理手帳	72	ベンジジン及びその塩	
	73	β ナフチルアミン及びその塩	
	74	業)	
	75	クロム酸、重クロム酸並びにこれらの塩	
	76	錬業務	
	77	コークス製造	
	78	ビスクロロメチルエーテル取扱い	
	79	ベリリウム及びその化合物取扱い	
	80	ベンゾトリクロリドの取扱い	
	81	塩化ビニル重合	
	82	石綿取扱い	
	83	ジアニシジン及びその塩	

種類	コード	有機溶剤名	選択欄
第1種有機溶剤	1	クロロホルム	
	2	四塩化炭素	
	3	1・2-ジクロロエタン(二塩化エチレン)	
	4	1・2-ジクロロエチレン(二塩化アセチレン)	
	5	1・1・2・2-テトラクロロエタン(四塩化アセチレン)	
	6	トリクロロエチレン	
	7	二硫化炭素	
第2種有機溶剤	8	アセトン	
	9	イソブチルアルコール	
	10	イソプロピルアルコール(IPA)	
	11	イソペンチルアルコール	
	12	エチルエーテル	
	13	エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルフ)	
	14	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルフアセテート)	
	15	エチレングリコールモノブチルエーテル(ブチルセロソルフ)	
	16	エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルフ)	
	17	オルト-ジクロロベンゼン	
	18	キシレン	
	19	クレゾール	
	20	クロルベンゼン	
	21	酢酸イソブチル	
	22	酢酸イソプロピル	
	23	酢酸イソペンチル(酢酸イソアミル)	
	24	酢酸エチル	
	25	酢酸ブチル	
	26	酢酸プロピル	
	27	酢酸ペンチル(酢酸アミル)	
	28	酢酸メチル	
	29	シクロヘキサノール	
	30	シクロヘキサノン	
	31	1・4-ジオキサン	
	32	ジクロルメタン(二塩化メチレン)	
	33	N・N-ジメチルホルムアミド	
	34	スチレン	
	35	テトラクロロエチレン(パークレン)	
	36	テトラヒドロフラン	
	37	1・1・1-トリクロロエタン	
	38	トルエン	
	39	ノルマルヘキサン	
	40	1-ブタノール	
	41	2-ブタノール	
42	メタノール		
43	メチルイソブチルケトン(MIBK)		
44	メチルエチルケトン(MEK)		
45	メチルシクロヘキサノール		
46	メチルシクロヘキサノン		
47	メチルブチルケトン(MBK)		

種類	コード	有機溶剤名	選択欄
第3種有機溶剤	48	ガソリン	
	49	コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む)	
	50	石油エーテル	
	51	石油ナフサ	
	52	石油ベンジン	
	53	テレピン油	
	54	ミネラルスピリット	
準有機溶剤	55	準有機溶剤1	
	56	準有機溶剤2	
	57	準有機溶剤3	
	58	準有機溶剤4	
	59	準有機溶剤5	
	60	準有機溶剤6	
	61	準有機溶剤7	
	62	準有機溶剤8	
	63	準有機溶剤9	
	64	準有機溶剤10	

第1種有機溶剤	0
第2種有機溶剤	0
第3種有機溶剤	0
準有機溶剤	0
合計	0

作業場所の定義	1	船舶の内部(船倉、ボイラー室、機関室、客室、ブリッジ等を含む)	
	2	車両の内部	
	3	タンクの内部(原料槽、沈殿・回収槽、合成塔、給水、ガス溜め、圧力容器、サイロ、レ	
	4	ピットの内部	
	5	坑の内部	
	6	ずい道の内部	
	7	暗きよ又はマンホールの内部	
	8	箱桁の内部(周囲がコンクリート、鉄板に囲まれた桁をいい、橋梁などをいう)	
	9	ダクトの内部	
	10	水管の内部	
	11	通風が不十分な(屋内作業場・船舶の内部・車両の内部)及び③～⑩に掲げる場所	
	12	通風が十分な屋内作業場	
	13	タンク等内部以外の作業場	
有機溶剤業務の定義	1	有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務	
	2	染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務	
	3	有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務	
	4	有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務	
	5	有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務	
	6	接着のために有機溶剤等を塗布の業務	
	7	接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務	
	8	くの業務	
	9	有機含有物を用いて行う塗装の業務(タンク内業務に該当する塗装の業務を除く。)	
	10	有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務	
	11	有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務	
	12	有機溶剤等を入れたことのあるタンク(有機溶剤等の蒸気の発散するおそれがないものを除く。)の内部における業務	
上記	有機溶剤の吹き付け業務		

特化物	コー	物質名	選択欄
第1類物質	1	ジクロルペンジジン及びその塩(1%超えて含有)	FALSE
	2	αナフチルアミン及びその塩(1%超えて含有)	FALSE
	3	塩素化ビフェニル(PCB)(1%超えて含有)	FALSE
	4	オルトリジン及びその塩(1%超えて含有)	FALSE
	5	ジアニシジン及びその塩(1%超えて含有)	FALSE
	6	ベリリウム及びその塩(1%超えて含有)	FALSE
	7	ベンゾトリクロリド(0.5%超えて含有)	FALSE
第2類物質	8	アクリルアミド	FALSE
	9	アクリロニトリル	FALSE
	10	アルキル水銀化合物	FALSE
	11	石綿(アモサイト、クロソライトを除く)	FALSE
	12	エチレンジイミン	FALSE
	13	塩化ビニル	FALSE
	14	塩素	FALSE
	15	オーラミン	FALSE
	16	オルトフタロジニトリル	FALSE
	17	カドミウム及びその化合物	FALSE
	18	クロム酸及びその塩	FALSE
	19	クロロメチルメチルエーテル	FALSE
	20	五酸化バナジウム	FALSE
	21	コールタール	FALSE
	22	三酸化砒素	FALSE
	23	シアン化カリウム	FALSE
	24	シアン化水素	FALSE
	25	シアン化ナトリウム	FALSE
	26	3,3-ジクロロ4,3-ジアミノジフェニルメタン	FALSE
	27	臭化メチル	FALSE
	28	重クロム酸及びその塩	FALSE
	29	水銀及びその無機化合物	FALSE
	30	トリレンジイソシアネート	FALSE
	31	ニッケルカルボニル	FALSE
	32	ニトログリコール	FALSE
	33	パラジメチルアミノアゾベンゼン	FALSE
	34	パラニトロクロルベンゼン	FALSE
	35	弗化水素	FALSE
	36	ベータプロピオラクトン	FALSE
	37	ベンゼン	FALSE
	38	ペンタクロルフェノール	FALSE
	39	マゼンタ	FALSE
	40	マンガン及びその化合物	FALSE
	41	沃化メチル	FALSE
	42	硫化水素	FALSE
	43	硫酸ジメチル	FALSE
	44	省令で定めるもの	FALSE
	第3類物質	45	アンモニア
46		一酸化炭素	FALSE
47		塩化水素	FALSE
48		硝酸	FALSE
49		二酸化硫黄	FALSE
50		フェノール	FALSE
51		ホスゲン	FALSE
52		ホルムアルデヒド	FALSE
53		硫酸	FALSE
54		省令で定めるもの	FALSE

H12.6.21

0

第2類
0

0

その他	55	アクロレイン		FALSE	
	56	硫化ナトリウム		FALSE	
	57	コークス炉		FALSE	
	58	燻蒸作業		FALSE	
	59			FALSE	
	60			FALSE	
	61			FALSE	
	62			FALSE	0

1	第1類物質	0	total	0
2	第2類物質	0		
3	特定第2類物質	0		
4	オーラミン等	0		
5	管理第2類物質	0		
6	第3類物質	0		
7	第3類物質等	0		
8	特別管理物質	0		
9	その他	0		
	total	0		

製造禁止物質	1	黄りんマッチ		FALSE
	2	ベンジジンおよびその塩		FALSE
	3	四-アミノジフェニルおよびその塩		FALSE
	4	アモサイト		FALSE
	5	クロシドライト		FALSE
	6	四-ニトロジフェニルおよびその塩		FALSE
	7	ビス(クロロメチル)エーテル		FALSE
	8	ベータ-ナフチルアミンおよびその塩		FALSE
	9	べんぜんゴムのり		FALSE

コード	業 務 の 種 類	選 択 欄
1-1	<p>鉱物等(湿潤な土石を除く。)を掘削する場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業</p> <p>ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業</p>	
1-2	<p>鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業(次号、第9号又は第18号に掲げる作業を除く。)</p>	
1-3	<p>坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業</p> <p>ロ 水の中で破碎し、又はふるいわける場所における作業</p>	
1-4	<p>坑内において鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。</p>	
1-5	<p>坑内の、鉱物等(湿潤なものを除く。)を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業</p>	
1-5.2	<p>坑内であって、第1号から第3号まで又は前号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業</p>	
1-6	<p>岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業(第13号に掲げる作業を除く。)</p> <p>ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。</p>	
1-7	<p>研磨材の吹き付けにより研まし、又は研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(前号に掲げる作業を除く。)</p>	
1-8	<p>鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業(第3号、第15号又は第19号に掲げる作業を除く。)</p> <p>ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業を除く。</p>	
1-9	<p>セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(第3号、第16号又は第18号に掲げる作業を除く。)</p>	
1-10	<p>粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業</p>	
1-11	<p>粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(次号から第14号までに掲げる作業を除く。)</p>	
1-12	<p>ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。</p>	
1-13	<p>陶磁器、耐火物、けいそう土製品又は研ま材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又はかまの内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業</p> <p>ロ 水の中で原料を混合する場所における作業</p>	
1-14	<p>炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。</p>	
1-15	<p>砂型を用い鑄物を製造する工程において、砂型をこわし、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鑄り等を削り取る場所における作業(第7号に掲げる作業を除く。)</p> <p>ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。</p>	
1-16	<p>鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、又はかき集める作業</p>	
1-17	<p>金属その他無機物を製錬し、又は熔融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鑄込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鑄込みする場所における作業を除く。</p>	
1-18	<p>粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは熔融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業</p>	
1-19	<p>耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破碎する作業</p>	

コード	業 務 の 種 類	選 択 欄
1-20	屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、 金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジング する作業。ただし、屋内において、自動溶断し、又は自動溶接する作業を除く。	
1-21	金属を溶射 する場所における作業	
1-22	染土の付着した 藎草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織 する場所における作業	
1-23	長大ずい道 (じん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)別表第23号の長大ずい道をいう。別表第3第17号において同じ。)の内部の、 ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める 場所における作業	
2-1	別表第1第1号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内の、 鉱物等を動力により掘削 する箇所	
2-2	別表第1第3号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 鉱物等を動力 (手持式動力工具によるものを除く。)により 破碎し、粉碎し、又はふるいわけ る箇所	
2-3	別表第1第3号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す 箇所	
2-4	別表第1第3号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 鉱物等をコンベヤー (ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。)へ 積み込み、又はコンベヤーから積み卸す 箇所(前号に掲げる箇所を除く。)	
2-5	別表第1第6号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、 岩石又は鉱物を動力 (手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。)により 裁断し、彫り、又は仕上げ する箇所	
2-6	別表第1第6号又は第7号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、 研ま材の吹き付けにより、研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る 箇所	
2-7	別表第1第7号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、 研ま材を用いて動力 (手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。)により、 岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断 する箇所	
2-8	別表第1第8号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力 (手持式動力工具によるものを除く。)により 破碎し、粉碎し、又はふるいわけ る箇所	
2-9	別表第1第9号又は第10号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰め する箇所	
2-10	別表第1第11号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、 粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布 する箇所	
2-11	別表第1第12号から第14号までに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、 原料を混合 する箇所	
2-12	別表第1第13号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 耐火レンガ又はタイルを製造 する工程において、屋内の、 原料 (湿潤なものを除く。)を 動力により成形 する箇所	
2-13	別表第1第13号又は第14号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、 半製品又は製品を動力 (手持式動力工具によるものを除く。)により 仕上げ る箇所	
2-14	別表第1第15号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、 型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る 箇所	
2-15	別表第1第21号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、 手持式溶射機を用いないで金属を溶射 する箇所	
3-1	別表第1第1号に掲げる作業のうち、坑外において、 衝撃式さく岩機を用いて掘削 する作業	
3-2	別表第1第2号又は第3号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、 鉱物等を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す 場所における作業	
3-3	別表第1第5号に掲げる作業	
3-3.2	別表第1第5号の2に掲げる作業	
3-4	別表第1第6号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内において、 手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げ する作業	
3-5	別表第1第6号又は第7号に掲げる作業のうち、屋外の、 研ま材の吹き付けにより、研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る 場所における作業	

コード	業 務 の 種 類	選 択 欄
3-6	別表第1第7号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具(研ま材を用いたものに限る。)を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する作業	
3-7	別表第1第3号又は第8号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを破碎し、又は粉碎する作業	
3-8	別表第1第9号に掲げる作業のうち、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥するため乾燥設備の内部に立ち入る作業又は屋内において、これらの物を積み込み、若しくは積み卸す作業	
3-9	別表第1第13号に掲げる作業のうち、原料若しくは半製品を乾燥するため、乾燥設備の内部に立ち入る作業又はかまの内部に立ち入る作業	
3-10	別表第1第14号に掲げる作業のうち、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しするため、炉の内部に立ち入る作業	
3-11	別表第1第15号に掲げる作業のうち、型ばらし装置を用いないで、砂型をこわし、若しくは砂落としし、動力によらないで砂を再生し、又は手持式動力工具を用いて鑄ばり等を削り取る作業	
3-12	別表第1第16号に掲げる作業	
3-13	別表第1第18号に掲げる作業のうち、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる作業	
3-14	別表第1第19号及び第20号に掲げる作業	
3-15	別表第1第21号に掲げる作業のうち、手持式溶射機を用いて金属を溶射する作業	
3-16	別表第1第22号に掲げる作業のうち、染土の付着した藎草を庫入れし、又は庫出しする作業	
3-17	別表第1第23号に掲げる作業のうち、長大ずい道の内部において、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める作業	
4-1		
4-2		
4-3		
4-4		
4-5		
4-6		

コード	鉛業務の種類	選択欄
イ	鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取扱いの業務	
ロ	銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鉱(鉛を3パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。)、当該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。)の取扱い業務	
ハ	鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断、若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務	
ニ	電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務	
ホ	鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務	
ヘ	鉛化合物を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務	
ト	鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)	
チ	ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務	
リ	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務	
ヌ	鉛化合物を含有する釉薬を用いて行なう施釉又は当該施釉を行なった物の焼成の業務	
ル	鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なった物の焼成の業務	
オ	溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務	
ワ	令別表第4第8号、第10号、第11号若しくは第17号又はイからヲまでに掲げる業務を行なう作業場所における清掃の業務	
別表4第8	鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鋳打ち(加熱して行なう鋳打ちに限る。)、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務	
別表4第9	鉛装置の内部における業務	
別表4第10	鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務(前号に掲げる業務を除く。)	
別表4第11	転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務	
別表4第12	動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務	
その他	鉛化合物を乾燥機や乾燥室を使用する業務	
その他	務	
その他		
準鉛1		
準鉛2		

レーザー	クラス	内容(詳細は参考資料の通達参照)	選択欄
1	クラス3A	光学的手段でのビーム内観察は危険で、放出レベルがクラス2の出力の5倍以下(おおむね5mW以下)のもの。	
2	クラス3B	直接又は鏡面反射によるレーザー光線のばく露により眼の障害を生じる可能性があるが、拡散反射によるレーザー光線にばく露しても眼の障害を生じる可能性のない出力(おおむね0.5W以下)のもの。	
3	クラス4	拡散反射によるレーザー光線のばく露でも眼に障害を与える可能性のある出力(おおむね0.5Wを超える)のもの。	

騒音	作業場	内容	選択欄
1	屋内作業場	別表1、別表2の屋内作業場	
2	第Ⅰ管理区分	第Ⅰ管理区分の屋内作業場	
3	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分の屋内作業場	
4	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分の屋内作業場	
5	不明	未測定 of 屋内作業場	
11	屋外作業場	別表2の屋外作業場	
12	85dB(A)未満	別表2の屋外作業場で作業位置で85dB(A)未満	
13	85以上90未満	別表2の屋外作業場で作業位置で85dB(A)以上、90dB(A)未満	
14	90dB(A)以上	別表2の屋外作業場で作業位置で90dB(A)以上	
15	不明	未測定 of 屋外作業場	

産業保健活動チェック項目

産業医マニュアル委員会 編

■ 産業保健活動の評価と目標

産業医の活動は、従業員の健康保持および事業者の従業員への安全配慮義務を適切に機能させるために重要な要素である。産業保健業務の量的質的結果は産業医をはじめとする産業保健スタッフの資質のみならず、その身体的精神的能力および業務に対する心構え、産業医などのスタッフの権限や健康管理室の持つ設備やマンパワー、事業場内での組織構成などにより左右される。その際、産業医による適正な活動は企業のクオリティーや経済性にとっても重要な要因となる可能性が高い。また近い将来には Occupational Health and Safety Management System(OHSMS)などの国際的基準への参加も視野に入れ、産業保健活動の標準化も避けては通れない現状にある。現在の産業保健活動は事業場間で相当のばらつきが存在し、健康管理室間で必ずしも十分な標準化やクオリティー管理が行われていない。これらの背景から、健康管理室のソフト・ハード両面の整備充実が急務であり、さらに踏み込んで今後の OHSMS にも対応する活動評価指針も策定すべきである。以下のごとく、自己チェックリスト形式でそれぞれ評価基準を記載する。

(1) 産業保健体制の評価

1-1 組織と産業医の権限

- 産業医は法定どおり総括安全衛生管理者に直属または近い場所に位置するか。また、定期的に意見を交換する機会が保証されているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医の事業場内での実務上の位置づけが定義されているか。また、実務上所属する担当部署ならびに担当者（健康管理室担当者）は産業医が産業保健活動を円滑に進めるうえで十分な専門知識と決定権を持っており活動に協力的か。

はい いいえ 条件付き

- 産業医（所長・室長）は健康管理室の長として看護職などの産業保健スタッフの労務・人事管理を行う権限を与えられているか。また、産業医を長とする適正な職制ラインが存在するか。

はい いいえ 条件付き

- 健康管理室内でスタッフ間に適正な業務分担取り決めが存在するか。

はい いいえ 条件付き

- 産業保健業務と事業部安全衛生業務との間の適正な業務分担取り決めが存在するか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医をはじめ健康管理室は産業保健活動組織運営を円滑に行うために、関係部署と協力し関係維持に努力しているか。また、分散事業場の産業保健運営にも関与しているか。

はい いいえ 条件付き

- 健康管理室内はその活動を最大限に生かす機能的・合理的組織となっているか。

はい いいえ 条件付き

1-2 産業保健活動計画と予算策定・実施

- 産業保健活動の年間活動計画や目標があるか。また、その作成に産業医はもとより広く事業場担当者とも協議して決定しているか。

はい いいえ 条件付き

- 事業場内で産業保健または健康管理室単位で独立した予算単位が存在するか。

はい いいえ 条件付き

- これら予算の策定に事業場の衛生上の問題や従業員の健康問題が反映され、高い次元で産業医や看護職が参加できているか。

はい いいえ 条件付き

- 予算の実施に関して、産業医は一定の権限が保証されているか。

はい いいえ 条件付き

1-3 健康管理室の人員・施設・機器

- 産業医の配置；法定の産業医数が配置されているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業看護職などの配置；委員会で提唱した右案に適合しているか。なお、事業場での活動の内容により人員や採用職種の柔軟性を確保するものとする（従業員500人以下で常勤看護職1名、501~1,000人で2名、1,001~2,000人で3名、2,001~3,500人で4名、3,501~5,000人で5名、5,000人以上で6名以上とする基準案。）。

はい いいえ 条件付き

- 健康管理室の場所・施設や設備の基準；一定の基準に適合しているか（別途、産業医マニュアルI-1）。

はい いいえ 条件付き

1-4 産業医や看護職の専門知識

- 産業医は認定産業医の称号を保持しているか。
はい いいえ 条件付き
- 産業医はさらに労働衛生コンサルタント、日本産業衛生学会専門医・指導医取得に努力しているか。
はい いいえ 条件付き
- またはこれらコンサルタント、専門医・指導医資格を取得しているか。
はい いいえ 条件付き
- 職務に関係する他の資格や講習修了書を有しているか（例：健康測定講習終了など）。
はい いいえ 条件付き
- 産業看護職は日本産業衛生学会のNコースなどの能力向上講習を受けているか。
はい いいえ 条件付き
- 産業医や産業看護職に継続教育（研修・教育）の機会保証があるか。
はい いいえ 条件付き

1-5 THPへの対応

- 運動測定など、THPが行われているか。また実施に事業者は協力的か。
はい いいえ 条件付き
- その実施において従業員の満足のいく参加があるか。
はい いいえ 条件付き
- THPスタッフが健康管理室内外で十分育成され、質量とも充足しているか。
はい いいえ 条件付き
- THPが事業場と一丸となって実施されているか。また、健康づくり委員会の常設などTHPが有効に機能する体制ができているか。
はい いいえ 条件付き
- THPを行ううえで、満足のいく器材や場所が確保されているか。
はい いいえ 条件付き
- 企業内に従業員が利用できる健康保持増進施設（フィットネス）が存在するか。
はい いいえ 条件付き
- 従業員の健康増進目標を明示し活動評価を行っているか。また、一定の効果が認められるか。
はい いいえ 条件付き
- 健康づくりを目的にした全社的行事が存在するか。また、従業員の自主活動に結びついているか。
はい いいえ 条件付き

1-6 メンタルヘルス体制

- 管理監督者の職務として部下の健康管理やメンタルヘルス管理を位置づけているか。
□はい いいえ □条件付き
- メンタル相談体制ができており健康管理室も運営に積極的に関与しているか。
□はい □いいえ 条件付き
- ヘルスリスナー教育など、特別のストレスマネジメントプログラムを持っているか。
□はい いいえ □条件付き

1-7 救急時や要紹介時の対応体制

- 大規模災害時の事業場内救急体制が整備されているか。
□はい □いいえ 条件付き
- 救急担当者を事業場に確保しているか。また、救急担当者育成に健康管理室も協力しているか。
□はい □いいえ 条件付き
- 救急時や要紹介時に傷病別の専門医療機関を確保しているか。
はい □いいえ □条件付き
- 夜間帯にも同様のアクセスが可能か。
はい □いいえ □条件付き
- 夜間帯や産業医不在時の応急処置対応があらかじめ決められているか。
はい □いいえ □条件付き

1-8 海外勤務者の健康管理体制

- 海外出向者に対する特別の健康管理体制が整備されているか。
はい □いいえ □条件付き
- 短期海外出張者に対する特別の健康管理体制が整備されているか。
はい □いいえ □条件付き
- 夜間帯や緊急時の応急処置対応や提携病院が確保されているか。
□はい □いいえ 条件付き
- 夜間帯や緊急時に健康相談する窓口が確保されているか。
□はい いいえ □条件付き

(2) 実際の産業保健活動

2-1 法定業務の実施（健康診断と事後措置）

- 事業者は法定健康診断を自らの業務と定め、受診率向上など円滑な実施に健康管理室と協力し十分な役割を果たしているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医は定期健康診断の企画・実施に一定の役割を果たしているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医は特殊健康診断や特定業務従事者健康診断（深夜業）などの企画・実施に一定の役割を果たしているか（例、事業場側で半分の従業員の健診を実施など）。

はい いいえ 条件付き

- 特殊健康診断対象者の選定について、作業時間・取り扱い物質の種類と量について事業部で担当者を決めて適正に管理が行われているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医をはじめとする産業保健スタッフは、定期健康診断の事後措置（保健指導など）を実施し、従業員の健康障害の防止や事業者の安全配慮履行に寄与しているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医をはじめとする産業保健スタッフは特殊健康診断後に職場巡視確認などを実施し、事業者に対し報告会などの機会を利用して従業員の健康障害の防止や事業者の安全配慮履行に寄与する事後措置に努めているか。

はい いいえ 条件付き

- 健康管理室として、事業者または担当者に衛生委員会などを通じて健康診断結果の報告を文書で行っているか。

はい いいえ 条件付き

2-2 法定業務の実施（安全衛生委員会、職場巡視、作業環境測定結果など）

- 安全衛生委員会に衛生の話題が良く取り上げられているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医は安全衛生委員会に定期的に出席しているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医は安全衛生委員会に出席する機会を法定どおり与えられているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医は安全衛生委員会で一定の発言する時間または機会を与えられているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医は安全衛生委員会や衛生専門委員会などにおいて、積極的に衛生活動活性化に努めているか。

はい いいえ 条件付き

●安全衛生委員会での決定事項が組織内で有効に機能し職場改善に結びついているか。

はい いいえ 条件付き

●産業医は作業現場の定期巡視および必要が生じた場合の臨時巡視を行っているか。

はい いいえ 条件付き

●巡視には衛生管理者等の事業場の担当者が同行する体制を維持しているか。

はい いいえ 条件付き

●巡視の結果報告書を残しているか。

はい いいえ 条件付き

●産業医は作業環境測定結果に目を通してしているか。また、環境測定結果に意見を記入し文書に残しているか。

はい いいえ 条件付き

●作業環境測定結果や健康診断等で問題を見出したときに産業医は積極的にその原因の究明と対策に動いているか。

はい いいえ 条件付き

2-3 法定業務の実施（安全配慮の履行、教育活動）

●退職者の復職に際して産業医は専門的指導や判定を実施しているか。また、判定を文書で保管しているか。

はい いいえ 条件付き

●健診の場または本人の申し出で明らかになった健康上の問題について、産業医は医学的に妥当な場合、従業員本人のプライバシーや意向に鑑みて「就業上の措置に関する意見書」を事業者に提出し、従業員が安全に働くことができるように配慮しているか。

はい いいえ 条件付き

●衛生教育の実施についての計画書があり、広い範囲の労働者に徹底できているか。

はい いいえ 条件付き

●産業医をはじめとする健康管理室が各種教育活動（健康教育・衛生教育）の企画、実施に積極的に関与しているか。

はい いいえ 条件付き

●従業員の健康、安全衛生に対する意識は高いか。

はい いいえ 条件付き

●事業者を始め管理職の健康、安全衛生に対する意識は高いか。

はい いいえ 条件付き

2-4 産業医の助言・勧告に対する事業場の対応

◇以下の事項に関して適切な助言・勧告機能が保証されているか。

- 従業員のメンタル問題や作業関連疾患等について職制や人事担当者との協議する機能が存在し、その結果従業員本人の意向やプライバシーに配慮した対策または努力（就業配慮や配置転換）がなされているか。

はい いいえ 条件付き

- 作業環境測定、健診および巡視で作業環境に問題が指摘された場合、指摘事項を改善するシステムが有効に機能しているか（担当者および期限の決定）。

はい いいえ 条件付き

- 産業医の助言が有害物質ばく露や人間工学的問題に基づく作業管理改善策につながるシステムが有効に機能しているか（担当者および期限の決定）。

はい いいえ 条件付き

2-5 産業医の安全衛生担当者との協力

- 衛生管理者は量質とも充足しているか。つまり、工場内レイアウト、作業工程・標準、取り扱い物質など企業情報に精通しているか。

はい いいえ 条件付き

- 衛生管理者は関係部署と連携し、衛生的課題を解決する能力と一定の権限を与えられているか。

はい いいえ 条件付き

- 事業場に工場内レイアウト、作業工程・標準、取り扱い物質など労働衛生管理を行うための資料が存在するか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医は工場内レイアウト、作業工程・標準、取り扱い物質などすべての企業情報にアクセスが可能か。

はい いいえ 条件付き

- 産業医は有害物質採用の是非とMSDS作成、新規製造ライン導入などに衛生面から助言する機会を与えられているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医をはじめとするスタッフは作業条件調査、MSDS管理、保護具の採用や管理などに積極的に関与しているか。

はい いいえ 条件付き

2-6 他の衛生上の対策（分煙、オフィス環境、VDT、上肢作業）

- 事業場に喫煙対策委員会などが常設されており機能しているか。

はい いいえ 条件付き

- 事業場で空間分煙が社内ルールなどで徹底され、分煙を維持する場所や機器投資がなされているか。

はい いいえ 条件付き

- オフィス内も照度・温度・二酸化炭素濃度など、事務所衛生規則に沿った環境管理がなされているか。

はい いいえ 条件付き

- VDT 作業場では VDT インストラクターの育成に積極的か。また、インストラクターは実際、職場で衛生教育や指導を行っているか。

はい いいえ 条件付き

- VDT 従事者に VDT 教育が徹底されているか。

はい いいえ 条件付き

- VDT 従事者や上肢作業から上がった訴えに対し、職場は環境面・作業管理面で問題解決の方向で十分対応しているか。

はい いいえ 条件付き

- VDT 従事者や上肢作業者は業間体操を徹底して実施しているか。

はい いいえ 条件付き

- VDT 作業では一連続作業時間を守る等の作業管理指導を徹底しているか。

はい いいえ 条件付き

(3) 産業保健の受け入れ状況や活動の工夫

3-1 健康管理室の利用

- 産業医の診療・相談時間を広範囲の従業員が利用しているか。

はい いいえ 条件付き

- 職場復帰のための措置に産業医が協力することが多いか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医が中立的な助言者とみなされ、その助言活動が労使双方に受け入れられているか。

はい いいえ 条件付き

3-2 効果的な産業保健活動

- 健康管理室は健康診断などの場を利用してストレスアンケートや各種問診を実施し、職場の問題点を発見する努力を行い、結果を職場にフィードバックし職場環境整備に貢献しているか。

はい いいえ 条件付き

- 健康管理室が参加ないしは主導した健康保持増進プログラムのなかで高い成果を上げたものがあるか。

はい いいえ 条件付き

- 特別の保健指導プログラムを持っているか（例、禁煙指導など）。

はい いいえ 条件付き

- 健康管理室は従業員の生活状況調査等を行い、結果を従業員の健康保持増進策に生かしているか。

はい いいえ 条件付き

- 健康管理室は健康診断の場で、従業員の疾病、通院、服薬の状況を正確に把握するシステムを保持し健康管理に役立てているか。

はい いいえ 条件付き

- 健康管理室は食堂メニューの栄養指導や防疫等について、従業員の健康保持目的で幅広い観点に立って介入しているか。

はい いいえ 条件付き

- 管理投薬など特別な疾病(胃潰瘍、高血圧など)に対する管理プログラムを実施しているか。

はい いいえ 条件付き

- 事業場ないしは健康管理室が、作業環境管理や作業管理につながる先進的調査や対策プロジェクトを実施し効果を上げた経験があるか。

はい いいえ 条件付き

(4) 産業保健情報収集と事業場外活動および記録・報告・評価

4-1 産業保健情報の収集

- 産業医は特殊な問題に関して、専門図書館、CD-ROM、インターネットなど広範な情報収集能力を有しているか。

はい いいえ 条件付き

- また、産業医の情報収集について事業者は設備・研修機会面で協力しているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医は独自のパナパソなどのEメール手段を保証されているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医は地元医師会への加入など産業保健情報入手の努力を行い、また事業者は入会に際し経済的裏付けを保証しているか。

はい いいえ 条件付き

4-2 事業場外の産業医活動

- 健保での産業保健関連事業に協力しているか。

はい いいえ 条件付き

- 松仁会誌や関係学会および学会誌での発表や投稿があるか。

はい いいえ 条件付き

- 日本産業衛生学会や医師会、産業保健推進センター、労働基準協会、労働基準監督署、大学の産業保健関連教育・行事や業務に協力しているか。

はい いいえ 条件付き

4-3 産業保健活動の記録・報告・評価

- 健康管理室で実施した活動は適切な方法で文書保存し、健診結果は遅滞なく所轄労働基準監督署に報告されているか。

はい いいえ 条件付き

- 従業員の診療・相談結果は個人票に記載されプライバシーを考慮して適正に管理されているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業医による健康管理室業務報告書（一定書式）が作成され、事業者および健保へ定期的に報告されているか。

はい いいえ 条件付き

- 健康診断実施要綱や各種の産業保健活動をマニュアル化することで標準化が徹底しているか。

はい いいえ 条件付き

- 産業保健を定量的に評価する全社的基準が存在し、結果に基づいて次回以降の目標設定がなされるP D C A (PLAN, DO, CHECK, ACTION)体制が構築されているか。

はい いいえ 条件付き

参考文献

- (1) 唐沢正義：産業医のクオリティー保証 ドイツ産業医および工場医連盟（カールスルーエ市）報告．産業医学ジャーナル(22)．34-45 1999．
- (2) 自動車産業経営者連盟：安全衛生マネジメントシステム．1998．
- (3) 中災防：安全衛生自己点検表（NO.10 健康づくり向け）．1999．
- (4) 佐々木元茂：安全衛生管理システムをめぐる最近の動き（平成10年度労働安全衛生研修会講演集）．日本労働衛生コンサルタント会資料(8)．1999．

(自己チェックリストの使い方)

チェックリストは産業保健推進に不可欠な要因について、104項目の質問により評価されます。質問で評価される対象はA：事業者側、B：健康管理室側であり、ABは産業保健に両者の活動・協力が必要と評価される項目です（以下に別途記載）。

それぞれ、はい2点、条件付き1点、いいえ0点で事業者側（A項目）と健康管理室側（B項目）別に各々のセッションごとで合計します。なお、AB項目は事業者と健康管理室両方の得点としてください。セッションごとの合計点から達成度合いを％で表示してください。レーダーチャートにプロットします。なお、得点表の黒く塗りつぶされたセルは評価されない項目（便宜的に100％としています）なので、記入しないでください。レーダーチャートの円は大きい方が達成度合いが高いことを示します。

チェック者は産業医や衛生管理者などで、今後の産業保健推進に足りない点や事業者と協力して行かねばならない点を掘り下げ、相補的にレベルをあげる目的で使用してください。なお、事業場の特性により評価不要な項目は自由に削除いただきたい。

- 1-1: A, A, A, B, A, B, B (7項目)
- 1-2: B, A, A, A (4項目)
- 1-3: A, A, A (3項目)
- 1-4: B, B, B, B, B, A (6項目)
- 1-5: AB, AB, A, A, A, A, AB, A (8項目)
- 1-6: A, AB, AB (3項目)
- 1-7: A, A, AB, AB, AB (5項目)
- 1-8: AB, AB, AB, AB (4項目)
- 2-1: A, B, B, A, B, B, B (7項目)
- 2-2: A, B, A, A, B, A, B, A, B, B, B (11項目)
- 2-3: B, B, A, B, A, A (6項目)
- 2-4: A, A, A (3項目)
- 2-5: A, A, A, A, A, B (6項目)
- 2-6: A, A, A, A, A, A, A, A (8項目)
- 3-1: B, B, B (3項目)
- 3-2: B, B, B, B, B, B, B, AB (8項目)
- 4-1: B, A, A, A (4項目)
- 4-2: B, B, B (3項目)
- 4-3: B, B, B, B, AB (5項目)